第３章　安全で快適なまちづくり

１．地域全体で災害に備える安心安全なまちづくり

地域住民が安全に安心して暮らすためには、災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え、再建する取り組みが必要です。先の新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震や記録的な豪雨による災害等により、防災への関心が高まっており、災害発生時の対応に向けた備えの強化や災害を予防するための多面的な取り組みが必要です。

◇◆現状と問題・課題◆◇

地震や豪雨等、各地で災害が多く発生しており、災害時において生命を守るための初動対応を確実に行うことや被災者の避難生活の支援、その後の生活再建に対するきめ細かな支援が必要です。

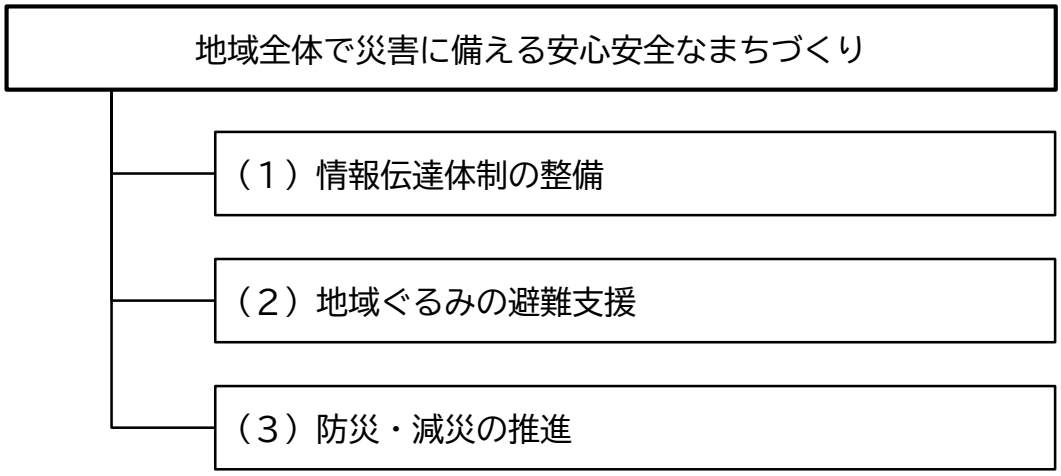
防災意識の啓発、関係機関、各種団体との連絡体制の確保等、迅速・的確に防災対応ができる対策を推進する必要があります。

◇◆基本施策の方向性◆◇

「南砺市地域防災計画」に基づき、自治会・町内会、地域づくり協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉施設等と連携し、声かけや避難訓練等を通じて災害時における要配慮者の避難支援を的確に行うことができるよう取り組みます。

◇◆施策の展開◆◇

「南砺市地域防災計画」に基づき、風水害、雪害、火災、震災、事故災害の総合的な防災対策について計画的に推進します。



（１）情報伝達体制の整備

必要とされる情報を的確かつ確実に伝えるため、情報伝達体制の整備を図ります。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を上回って進捗しています。各地域や自主防災組織での「出前講座」や「アプリ講習会」でアプリのインストールを普及・啓発し、第３期の目標指標を達成しました。

今後も、出前講座やアプリ講習で普及啓発を行うとともに、学校や保育園と連携しアプリを促進していきます。

【防災体制の充実】

○ **「なんと緊急メール」、「南砺市防災アプリ」による防災情報の効果的な運用**
・「緊急メール」「防災アプリ」を活用し、気象情報や防災情報、クマの目撃情報等の発信を行っています。

○ **避難場所、危険区域等の周知/ハザードマップの充実・更新**
・出前講座でハザードマップや避難場、危険区域等の周知を行いました。

○ **防災情報を市民自らが取得する意識の推進**
・南砺市防災アプリのインストール数は、R7 は 12,242 件でした。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
南砺市防災アプリのインストール数	4,669 件	7,000 件	12,242 件

第４期計画の取り組みの方向　「防災体制の充実」

本市では防災行政無線（同報系）、ホームページ、なんと防災メール、南砺市防災アプリのほかテレビやラジオなど多種多様な手段を活用して災害時の情報伝達を行っています。「自らの命は自ら守る」意識を持ち、自らが避難行動をとるとの方針が国からも示されており、避難者等の市民へ的確かつ確実に情報を伝えることが重要です。なお、防災行政無線（同報系）が気象条件や建物の気密性など個々の事情により聞こえにくいという意見があるので、なんと緊急メール・南砺市防災アプリ・南砺市公式 LINE アカウント等による情報伝達体制の構築をこれまで以上に強く推進します。

＜具体的な施策＞

【防災体制の充実】

○　「なんと緊急メール」「南砺市防災アプリ」「南砺市公式 LINE」による防災情報の効果的な運用

○　防災情報を市民自らが取得する意識の推進

＜数値目標＞

指　標	基準 （R７）	目標 （R13）
南砺市防災アプリのインストール数	12,242 件	20,000 件

（２）地域ぐるみの避難支援

自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携により、高齢者や障がい者への避難支援を行います。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。自主防災組織の防災力向上のため各自主防災組織での訓練を推進しており、訓練実施率は 100%となりました。また、自主防災組織連絡会で各自主防災組織の訓練内容を提示しており、結果、自主防災組織による訓練回数も目標指数に達しました。今後も自主防災組織連絡会等を通じて訓練を推進していきます。

計画通りに避難行動要支援者の把握と名簿更新を毎年実施し、個別避難計画の作成と関係機関との情報共有も順調に進んでおり、避難体制の強化に貢献しています。

災害発生時を想定した実践的な訓練を関係機関と連携して実施し、計画の実効性を検証することが重要です。

【高齢者や障がい者への避難支援】

○ **自主防災組織活動強化への支援（自主防災組織における訓練実施率 100%とする）**
・自主防災組織における訓練実施率は 100%となりました。

○ **避難行動要支援者の把握、名簿の更新/個別支援計画の作成、関係機関との情報共有、避難体制の整備**
・避難行動要支援者把握と名簿の更新が完了しました。

○ **南砺市災害派遣福祉チーム（DWAT)の設立**
・市独自の DWAT 設立には至りませんでしたが、県登録 DWAT 隊員への活動参加の呼びかけ、研修会の開催及び関係機関との情報共有等を実施し、災害時福祉支援に関する連携の基盤づくりを進めました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
自主防災組織が実施した訓練回数	57 回	65 回	76 回

第４期計画の評価・進捗状況　「地域ぐるみの避難支援」

地域の防災力向上のため、地域づくり協議会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体との連携を強化します。これにより、災害時における情報伝達や避難体制の充実を図るとともに、実効性のある訓練を継続的に実施します。要援護者支援を核に、住民一人ひとりの防災意識向上を促し、庁内防災体制の機能強化と合わせ、災害に強い地域づくりを目指します。

＜具体的な施策＞

【地域ぐるみの避難支援】
- ○　防災体制の充実
- ○　災害時要援護者名簿の活用と個別避難計画作成支援の促進
- ○　地域住民の防災意識向上と訓練への参加促進
- ○　防災・減災の推進
- ○　避難行動要支援登録・個別避難計画の周知・推進

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
自主防災組織が実施した訓練回数	76 回	80 回
個別避難計画策定率	27.8%	33.0%
避難行動要支援者支援制度を知っている人の割合	18.9%	25.0%





（３）防災・減災の推進

防災意識を高め、いざというときに安全に適切な行動がとれるよう、実践的な防災教育や防災訓練を実施し、減災を推進します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。自主防災用資機材の整備促進のため資機材整備を実施する自主防災組織等に対し、補助金等で支援を行いました。

地域の防災リーダーの防災士の養成のため、地域づくり協議会の推薦のあった者に対し補助を行っており、地域づくり協議会への啓発により、目標指標に達しました。

出前講座や防災研修会は年々依頼が増えてきており、指標の回数を保っています。

【防災・減災の推進】

○ **自治会・町内会等、自主防災組織での防災訓練**
・自主防災組織における訓練実施率は 100%でした。

○ **自主防災用資機材の整備促進**
・資機材整備を実施する自主防災組織等に対し、補助金等で支援を行いました。

○ **災害ボランティアの普及とリーダー養成**
・防災こころえ隊の人数は R７は 184 人、防災研修会・出前講座の実施回数は 16 回でした。

＜数値目標＞

指　標	基準（R２）	目標（R８）	実績（R７）
防災こころえ隊の人数	97 人	148 人	184 人
防災研修会・出前講座の実施回数	13 回	15 回	16 回

第４期計画の評価・進捗状況　「防災・減災の推進」

第４期計画では、地域づくり協議会や消防団、民生委員などが連携し、実践的な地区訓練や防災研修を行います。子どもから高齢者までが「生涯学習」として防災を学び、自らを守る「自助」と、助け合う「互助・共助」の精神を育みます。

また、地域の防災力を高めるため、特に女性の防災士をはじめとするボランティアの育成・確保に注力し、きめ細やかな災害対策を進めます。

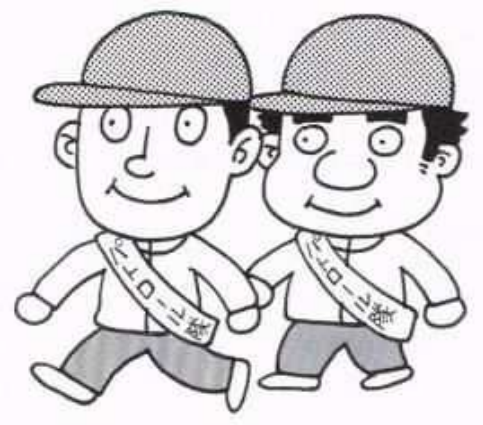
さらに、災害時に地域住民が迅速かつ効果的に動けるよう、各地区における自主防災組織の活動を支える資機材の配備や充実を図ります。

＜具体的な施策＞

【防災・減災の推進】
○　自治会・町内会等、自主防災組織での防災訓練
○　自主防災用資機材の整備促進

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
防災こころえ隊の人数	184 人	222 人
防災研修会・出前講座の実施回数	16 回	18 回
資機材整備を実施する自主防災組織数	８団体	10 団体



２．防犯・事故防止対策の推進

高齢者や障がいのある人は、悪質な訪問販売や「特殊詐欺（振り込め詐欺等）」、電話による強引な勧誘、インターネットによる犯罪や交通事故等の被害に遭う危険性が高くなっています。また、子どもへの虐待や誘拐等のおそれも市民生活に不安を与えています。

障がいのある人や子ども等が助けを求める際、困難を取り除くための対策として、緊急通報体制や、電話やメール等の連絡手段を確立することが必要です。

◇◆現状と問題・課題◆◇

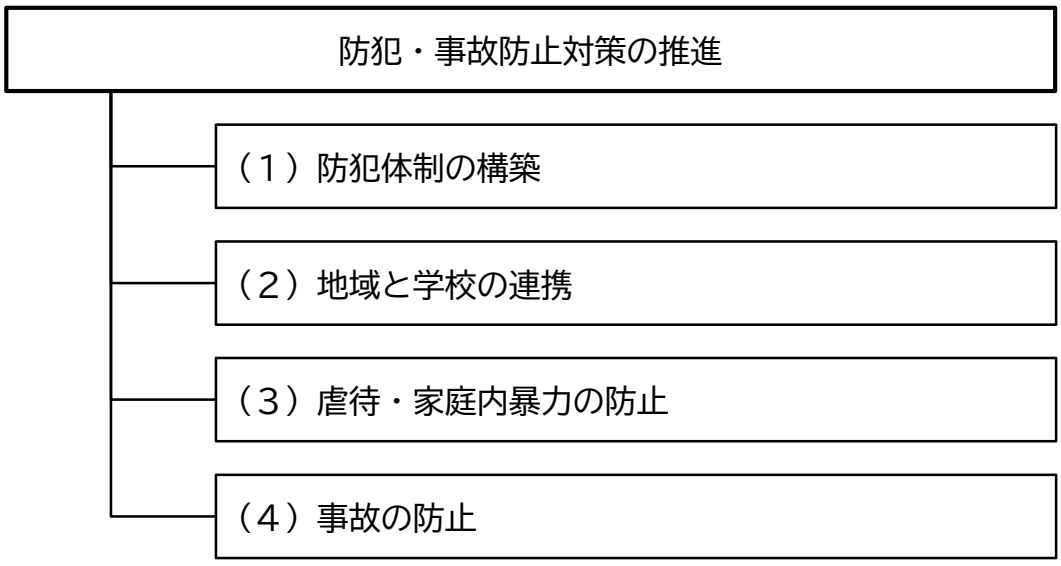
子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人等を犯罪や事故の被害から守る対策として、自治会・町内会、老人クラブ、ＰＴＡ等のパトロールや巡回連絡を推進し、身近な犯罪や事故の発生状況、防犯上のノウハウ等、安全確保に必要な情報の提供に努める必要があります。

◇◆基本施策の方向性◆◇

地域の安全を守るために、警察だけでなく、地域住民、行政等がそれぞれの役割を担い、連携しながら地域の防犯対策及び事故防止対策を推進します。

◇◆施策の展開◆◇

市民、関係団体、事業所、警察等との効果的な役割分担と連携の強化を図ります。防犯活動や自主防犯活動を積極的に支援し、地域力を向上させ、地域全体の防犯意識の高揚を図ります。



（１）防犯体制の構築

地域住民や民間団体、行政機関による自主防犯パトロールの実施及び消費生活相談を充実します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。防犯協会等と連携した各種防犯活動や防犯組合等の自主防犯パトロール隊による防犯パトロール活動の実施が一因となり、犯罪の認知件数が令和３年の 103 件から令和７年は 96 件に減少しました。しかし、防犯対策を心がけている市民の割合は、令和３年度と比べるとすべての年度で減少しています。

クーリング・オフの制度を知っている市民の割合については、令和３年度と比べると令和６年度までは増加していたが、令和７年度は減少している状態であり、防犯対策の重要性や消費者を守るためにクーリング・オフ制度の周知が必要です。

その他、日々巧妙化している特殊詐欺に対しての、新たな手口等の情報発信や被害防止対策を推進し、被害に遭わない環境づくりやスマートフォンの普及により、インターネット利用による消費生活相談が増えており、若年層から高齢者までの幅広い世代に対しての注意喚起が求められています。

防犯の知識を有する方をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校や通学路を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導や、スクールガード（学校安全ボランティア）に対する助言等を行いました。

通学路は、合同点検（非積雪期および積雪期）を３年おきに各校校下で実施し、点検結果、対策状況を通学路安全推進会議で検証を行い、ホームページで公開し、情報の共有に努めました。

「こども１１０番の家」ウォークラリーを実施し、こども達に周知しました。防犯協会から児童生徒へ防犯ブザー等を提供するなど、学校やこども見守り隊と連携し、登下校の安全を確保しました。

【防犯対策の推進】

○ **防犯パトロールの強化/自治会・町内会等による自主防犯パトロール隊の充実とパトロール活動の実施**
- 青パト（公用車）講習会を R３～７に計 16 回実施し、受講者数は延べ 1,052 人になりました。（R３：２回／323 名、R４：３回／245 名、R５：４回／130 名、R６：５回／198 名、R７：２回／156 名）
- 青パトの貸出しを R３～７に計 1,764 回実施しました。（R３：222 回、R４：374 回 R５：365 回、R６：444 回、R７：359 回）

○ **クーリング・オフの制度を知っている市民の割合**
- 犯罪の認知件数が減少しましたが、防犯対策を心がけている市民の割合は、R３年度と比べてすべての年度で減少しました。

○ **防犯協会等との連携**
- 防犯協会から児童生徒へ防犯ブザー等を提供するなど学校と連携し、登下校の安全を確保しました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R２）	目標（R８）	実績（R７）
クーリング・オフの制度を知っている市民の割合	84.6%	86.0%	77.3%

第４期計画の取り組みの方向　「防犯対策の推進」

防犯協会等と連携した各種防犯活動や防犯組合等の自主防犯パトロール隊による防犯パトロール活動の強化を図り、犯罪が起きないまちづくりに取り組むとともに、巧妙化している新たな手口の特殊詐欺の情報発信等を実施し、被害に遭わない環境づくりを推進します。

また、悪質商法等の消費生活トラブルについては、幅広い世代に対して消費者問題に関する情報を発信し、犯罪の抑止、市民の防犯意識の向上、消費生活相談の充実を図ります。

第４期計画においても登下校時において、児童生徒の安全が確保されるよう教育機関と地域及び関係機関が協力・連携し、児童生徒の安全確保を図ります。

＜具体的な施策＞

【防犯対策の推進】
- ○　防犯パトロールの強化
  - ・自治会・町内会等による自主防犯パトロール隊の充実とパトロール活動の実施
- ○　防犯協会等との連携強化

（２）地域と学校の連携

学校への不審者侵入防止のための施設対策及び登下校時における児童生徒等の安全管理体制を整備するため、地域と学校の連携を図ります。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。防犯の知識を有する方をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校や通学路を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導や、スクールガード（学校安全ボランティア）に対する助言等を行います。

通学路は、合同点検（非積雪期および積雪期）を３年おきに各校校下で実施し、点検結果、対策状況を通学路安全推進会議で検証を行い、ホームページで公開し、情報の共有に努めました。

支部によって巡回指導回数に偏りがみられるものの、青少年の健全育成のために地域の特性を生かした様々な取り組みを行っています。

【児童生徒等の安全確保】

○　**「子ども１１０番の家」の拡充**
・スクールガード・リーダーを配置しました。

○　**「子ども見守り隊」の充実**
・通学路の合同点検を実施しました。

○　**「青少年健全育成事業」の拡充**
・青少年育成南砺市民会議各支部と連携を図り、限りない可能性をもった青少年が、明るく健康でたくましく成長していくことを願い、特にＳＮＳやインターネット等の被害防止に重点を置く事業を展開しました。

○　**防犯協会との連携強化**
・防犯協会から児童生徒へ防犯ブザー、防犯笛の提供など学校と連携し、登下校の安全を確保しました。

第４期計画の取り組みの方向　「児童生徒等の安全確保」

登下校時において、児童生徒の安全が確保されるよう教育機関と地域及び関係機関が協力・連携し、児童生徒の安全確保を図ります。

＜具体的な施策＞

【児童生徒等の安全確保】
○　通学路の合同点検の実施、点検結果、対策状況の検証
○　「子ども１１０番の家」「子ども見守り隊」など地域との連携

【「青少年健全育成事業」の拡充】
○　青少年育成南砺市民会議各支部との連携、限りない可能性をもった青少年が、明るく健康でたくましく成長していくための事業の展開

（３）虐待・家庭内暴力の防止

安心できる身近な相談体制の拡充を推進します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。相談したい方が相談先につながれるよう、引き続き周知活動に努めていきます。

概ね相談や通報に対応できています。家族内の意思疎通の減少から、高齢にともなう介護や世話が必要になった時に家族内の接し方から虐待に至るケースが増加しています。

【虐待・家庭内暴力の防止】

○　**虐待防止情報の提供**
・「児童虐待防止・対応マニュアル」を用いて、児童虐待の早期発見・対応について周知しました。虐待やDV等の相談があった場合、児童相談所や富山県女性相談支援センター等関係機関と連携をとり適切な対応に努めています。また、要保護児童対策地域協議会による見守りを継続実施しています。

○　**こどもの権利条例の制定、周知及び関係機関の連携**
・令和４年12月16日に条例を制定しました。おとな向け、こども向けのガイドブックを作成し周知を図るとともに、児童相談所等と連携を図っています。

○　**避難施設や組織との連携**
・虐待やＤＶ等で一時的な保護が必要な場合、児童相談所、富山県女性相談支援センターで児童や女性の保護を実施しました。

○　**相談支援の強化**
・R７に権利擁護相談（権利擁護・ＤＶ・日常生活自立支援事業　含む）42件、成年後見制度に関する相談　116件、消費者被害に関する相談　１件、DV（配偶者からの暴力）に関する相談　79件、高齢者虐待相談・通報　21件、養護者からの虐待の相談・通報　21件（うち虐待有と判断したケース　７件）、施設職員等による虐待についての相談・通報　２件（うち虐待有と判断したケース　１件）を実施しました。

○　**地域住民・専門家等関係者への支援**
・民生委員・児童委員、主任児童委員、市社会福祉協議会、警察署、学校とのネットワークによる見守りを実施しました。

第４期計画の取り組みの方向　「虐待・家庭内暴力の防止、相談支援の強化」

こども家庭センターはこども・妊産婦・子育て家庭・困難な問題を抱える女性等が気軽に利用できる身近な相談機関です。児童虐待やDV等の通告があった場合は、安全確保に努めるとともに、関係機関が連携をとり、適切な支援を行います。

高齢者の福祉については、地域包括支援センターを中核機関として、介護予防、生活支援、権利擁護、および多機関連携による包括的な相談支援体制を強化します。地域の多様な関係機関・団体と連携し、高齢者の複雑化・複合化した生活課題に対応することで、住み慣れた地域での安心した暮らしを支えます。

＜具体的な施策＞

【虐待・家庭内暴力の防止】
- ○　児童虐待・DV（配偶者からの暴力）防止の啓発普及の推進

【相談支援の強化】
- ○　一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化への適切対応、加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな対応、属性を問わない相談対応の充実
- ○　権利擁護相談（権利擁護・DV・日常生活自立支援事業を含む）
- ○　成年後見制度に関する相談
- ○　消費者被害に関する相談
- ○　高齢者虐待相談・通報への対応
- ○　地域ケア推進会議の開催

（４）事故の防止

ひとり暮らしの高齢者が増えているなか、病気や事故等で自らの身に危険が迫ったときに、直ちに連絡を取ることができる緊急通報システムの利用を促進します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。概ね相談や通報に対応できています。家族内の意思疎通の減少から、高齢にともなう介護や世話が必要になった時に家族内の接し方から虐待に至るケースが増加しています。

南砺警察署からの犯罪発生状況や交通事故情報の提供を基に、防犯組合等による自主防犯パトロール等を実施した結果、犯罪認知件数が令和３年度の 103 件から令和７年度の 96 件に減少しました。

防犯灯の設置については、各地域づくり協議会に交付している住民自治推進交付金にて対応しており、犯罪や事故が発生しやすい危険性のある場所の点検整備を推進し、同情報を提供して防犯灯の設置を促していく必要があります。

高齢者運転免許自主返納支援事業の活用状況は、令和３年度以降毎年 250 件以上利用されています。しかし、高齢者が当事者となる人身事故の割合は、依然として高い水準（R６：50.9%、R７：56.2%）となっていることから、特に高齢者に対する交通事故防止対策を講じていく必要があります。

交通安全活動等に参加した市民の割合は、20.0%代が続いており、年齢が若くなるにつれ減少していることから、幅広い世代に交通安全活動等に参加してもらうための広報が必要となっています。

【各種事故防止対策の充実】

○ **緊急時対応システム利用の普及**
・利用者数は減少しましたが、緊急時の通報システムとして利用者の継続率が高く、長期的な支援につながっています。

○ **犯罪や事故が発生しやすい危険性のある場所の点検整備**
・南砺警察署からの犯罪発生状況・交通事故情報の提供を基にして、防犯組合等による自主防犯パトロール等を実施しました。

○ **防犯灯設置の推進**
・各地域づくり協議会に交付している住民自治推進交付金にて対応しました。

○ **高齢者自主返納支援制度**
・運転免許証を自主返納する 70 歳以上の高齢者に対し、高齢者運転免許自主返納支援事業を、R３～７の５年間で計 1,332 件実施しました。（R３：257 件、R４：254 件　R５：273 件、R６：265 件、R７：283 件）

＜数値目標＞

指　標	基準（R２）	目標（R８）	実績（R７）
交通安全活動等に参加した市民の割合	30.6%	40.0%	25.0%

第４期計画の取り組みの方向　「各種事故防止対策の充実」

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯が増えているなか、病気や事故等の緊急時に直ちに連絡を取ることができる緊急通報システムの利用普及を促進します。

幅広い世代に対して、防犯・交通指導を効果的に行い、犯罪の未然防止や交通事故の防止を図ります。特に、高齢者が当事者となる人身事故の割合が依然として高い水準であることから、高齢者運転免許自主返納支援を推進していくほか、警察・交通安全協会等の関係機関と連携し、各種交通事故防止対策を講じます。

また、犯罪や事故が発生しやすい危険性のある場所の点検を行い、防犯灯が新たに必要な箇所、更新が必要な箇所等、地域づくり協議会における計画的な設置、更新を支援します。

＜具体的な施策＞

【緊急通報システムの周知】
○　緊急通報システムの利用者数増

【各種事故防止対策の充実】
○　犯罪や事故が発生しやすい危険性のある場所の点検整備、防犯灯設置の推進
○　高齢者運転免許自主返納支援

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
緊急通報システムの利用世帯数	38 世帯	50 世帯
交通安全活動等に参加した市民の割合	25.0%	40.0%

３．安全な移動環境の整備促進

平成 18 年 12 月 20 日に施行されたバリアフリー新法に合わせて、対象施設や整備基準の改正等が行われました。これに伴い、富山県民福祉条例においても、建築物の生活関連施設に公共用歩廊を追加、避難誘導灯の設置箇所の明文化等の改正が行われています。

本市においては、都市計画街路、都市公園整備において、バリアフリーを計画的に実施しています。

◇◆現状と問題・課題◆◇

豊かで充実した生活を実現する上で、だれも制約や危険を感じない、安全で快適な移動環境の整備が求められています。

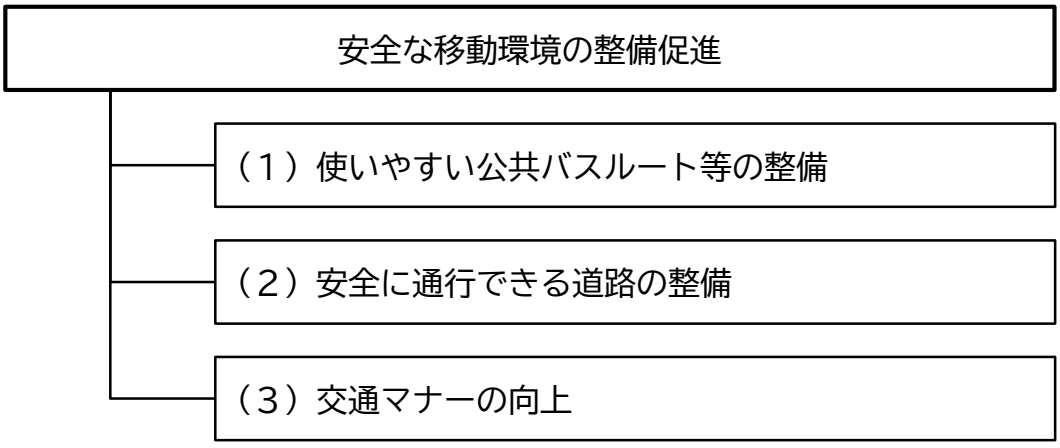
そのために、高齢者や障がい者及び子どもを含むすべての人々の安全かつ円滑な行動を可能とし、積極的に社会参加できる環境の整備が必要とされています。

◇◆基本施策の方向性◆◇

すべての人が住み慣れた地域で生きいきと活動し、安全で快適な生活を送ることができるよう、市民・事業者・行政が一体となって移動環境の整備に努めます。

◇◆施策の展開◆◇

今後、歩道等の交通環境、バス環境、高齢者及び障がい者、子ども等の移動環境の支援を行うとともに、交通マナー等の促進を図ります。



（１）使いやすい公共バスルート等の整備

市営バスや民間公共交通のバリアフリー化と運行の充実を図ります。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。市営バスの低床車両の更新については、継続的に低床車両を導入し、低床車両でない場合には、乗降時の補助ステップを設置しています。

自由降車については、駅前等交通量が多く安全性の担保が困難な箇所を除き、全線で対応しています。

城端地域・井波地域では、自宅からバス停（停留所）への移動が可能なデマンドタクシー事業を実施しているほか、バス路線においても、一部路線においてデマンド運行を実施しています。

シルバーパスについては利用者数が伸びない状況にあり、効果的な普及啓発が必要だと認識しています。

【市営バスの利便性向上】

○　**計画的な市営バスの車両の更新と運行の見直し**
- 市営バスについては、継続的に低床車両を導入しており、低床車両でない場合には、乗降時の補助ステップを設置しました。
- 井波地域でデマンド運行を実施し、令和６年１月に利用登録者の自宅をバス停として登録可能にすることでドアツードアによる移動サービスの提供を可能にしました。令和８年４月には、事前登録制・年齢制限を撤廃し、事前予約の時間緩和を実施し、利便性の向上に努めました。
- 城端地域で市営バス路線の代替としてデマンドタクシー事業（事前登録なしのドアツーバス停）を令和７年 10 月に開始しました。

○　**シルバーパスの利用促進**
- シルバーパスの利用者数が伸びない状況にあり、効果的な普及啓発が必要だと認識しています。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
市営バス利用者数	102,970 人	120,000 人	105,574 人
シルバーパス発行数	180 枚	400 枚	151 枚

第４期計画の取り組みの方向　「市営バスの利便性向上」

冬期間に積雪があることから、市営バスは四輪駆動のマイクロバスやワゴン車を採用する必要がありますが、車両更新にあたっては、限られる車種の中で可能な限り低床の車両を導入するとともに、低床でない車両については全て補助ステップを設けます。

また、バス停以外の場所でもバスを降りることができる自由降車や、予約に応じて該当のバス停等間を運行するデマンド方式を引き続き実施し、バス停の徒歩圏にお住まいでない高齢者等も利用しやすいバス運行を目指します。

＜具体的な施策＞

【市営バスの利便性向上】
- ○　計画的な市営バスの車両の更新と運行の見直し
  - ・低床車両への更新、または補助ステップ設置/運行について、自由降車導入、デマンド方式拡大や、実証運行の実施
- ○　デマンド交通、デマンドタクシー事業
  - ・ドアツードアの移動を提供
- ○　公共交通の利用促進
  - ・シルバーパスや定期券、回数券の周知/市営バス、世界遺産バス、南砺金沢線の利用促進

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
公共交通の利用者数	186,413 人	230,000 人

（２）安全に通行できる道路の整備

安全・快適な歩行者通行及び自転車利用環境の整備に努めます。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。継続的に歩道整備や道路拡幅を進めた結果、市民満足度における目標を達成することができました。

物価や人件費の高騰による事業費の増大や工事施工者の人材不足が続いており、財源確保や工事施工者の確保が課題となっています。

【道路網の整備促進】

○ **計画的な幹線道路及び通学路の歩道整備/歩道除雪の推進や計画的な消融雪設備による冬期間の交通確保/交差点改良、道路の拡幅改良による安全な道路環境の整備**
・道路整備５箇年計画に基づき、通学路の歩道整備や道路拡幅事業を実施しました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
生活道路（市道等）を通行する際に不都合を感じていない市民の割合	57.3%	60.0%	65.4%

第４期計画の取り組みの方向　「道路網の整備促進」

歩行者の安全通行を確保するため、安心して歩ける歩行エリアの整備や歩行空間のバリアフリー化の推進、冬期間の交通確保、安全な道路環境の整備に努めます。

また、歩行者と自転車利用者等を分離することにより、安全で快適性を確保するとともに、歩道及び自転車歩行者道の整備を図ります。

＜具体的な施策＞

【道路網の整備促進】
○　計画的な幹線道路及び通学路の歩道整備
○　歩道除雪の推進や計画的な消融雪設備による冬期間の交通確保
○　交差点改良、道路の拡幅改良による安全な道路環境の整備

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
生活道路（市道等）を通行する際に不都合を感じていない市民の割合	65.4%	70.0%

（３）交通マナーの向上

小中学校での交通マナーの学習を支援します。また、高齢者の交通事故の減少に向けた取り組みを推進します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。関係機関と連携して各学校で交通安全教室を実施しました。

南砺警察署や交通安全協会等と連携し、年４回ある交通安全運動のキャンペーンの実施や様々な媒体を活用し、交通安全を呼びかけたほか、児童や高齢者に対する交通安全教室等を実施しました。

幅広い世代に対する交通安全意識の向上が必要なため、継続的な安全教室等を実施し、更に最新の交通ルール等の情報提供を実施していく必要があります。

【交通安全の啓発】

○ **小中学校での交通マナー教育の促進**
・関係機関と連携して各学校で交通安全教室を実施しました。

○ **交通安全意識の啓発**
・南砺市交通安全協会と連携し、年４回ある交通安全週間のキャンペーンの実施や、南砺市ホームページ、公式 LINE 等により、交通安全を呼び掛けました。

○ **高齢者交通安全教室の実施**
・南砺警察署、南砺市交通安全協会と協力し、高齢者交通安全教室等を R３～７に計 145 回実施し、延べ 4,402 人が参加しました。（R３：17 回／429 人、R４：32 回／835 人、R５：43 回／1,381 人、R６：24 回／715 人、R７：29 回／1,042 人）

第４期計画の取り組みの方向　「交通安全の啓発」

各年度に作成する南砺市交通安全推進計画を基に、あらゆる機会を通して、交通安全思想の普及・啓発活動を推進し、交通事故防止の徹底を図るものとします。

このため、各推進機関・団体が相互に連携を図り、家庭、地域、職場、学校における実情に応じて、創意工夫を凝らし、交通事故のない「安全で安心な住みよい南砺市」を実現するため、市民をあげての運動となるよう取り組みます。

＜具体的な施策＞

【交通安全の啓発】
○　小中学校での交通マナー教育の促進
○　交通安全意識の啓発
○　高齢者交通安全教室の実施

４．快適な生活環境の整備

本市は、人口の減少とともに令和３年３月 31 日現在の高齢化率は 38.6%に達しており、ひとり暮らしの高齢者は平成 29 年の 2,706 人にくらべ令和３年は 2,967 人と、261 人増加しています。高齢者が安心して暮らせるため、道路、公共施設、住宅等のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者等が安全で手軽に利用できる交通システムの構築が求められています。生活環境の向上には情報の高度化が重要であり、情報環境の改善に向けた取り組みが求められています。

◇◆現状と問題・課題◆◇

災害情報の迅速な把握や快適な生活の確保に向けて、地域の情報通信網の高度化や多様化に対応した整備・促進に努めます。

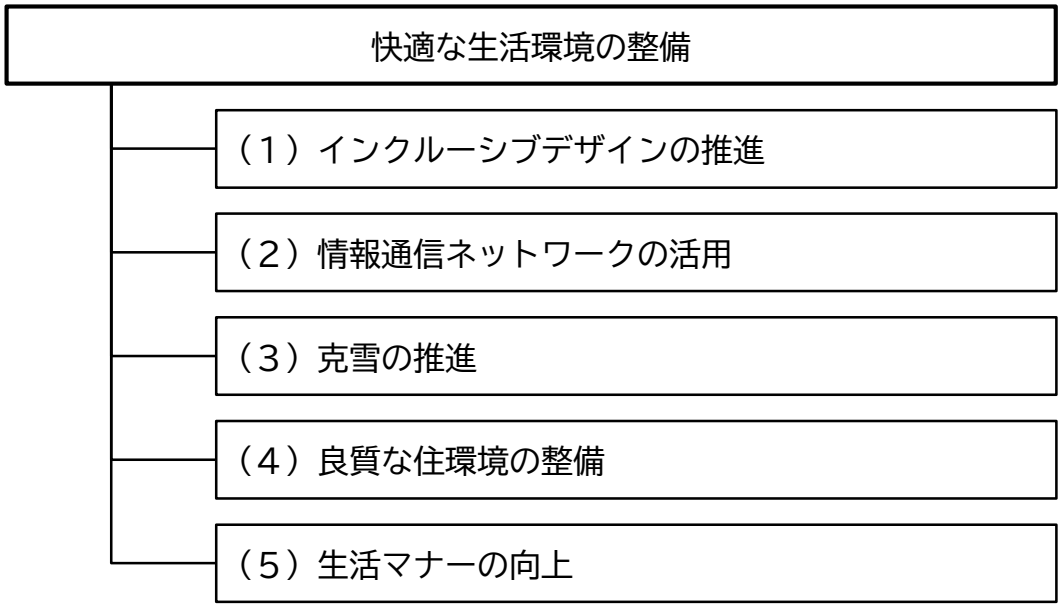
障がい者、高齢者、子育て家庭等が地域社会のなかで快適に生活するためには、インクルーシブデザイン[1]による生活環境の整備や、地域内でのコミュニティによる助けあいの促進が必要です。

◇◆基本施策の方向性◆◇

高齢者や障がい者をはじめ、だれもが安心して暮らせるよう、施設整備に配慮するとともに、必要なときに必要な情報を得ることができるまちづくりを推進します。

◇◆施策の展開◆◇

快適な生活環境の整備を推進するため、高齢者や障がい者等、だれもが快適に暮らせるインクルーシブデザインや情報のネットワーク化等を進め、良質な住環境の整備とともに、生活マナーの向上を図ります。



[1]**インクルーシブデザイン**：高齢者、障がい者、外国人等、従来、デザインプロセスから除外されてきた多様な人々を、デザインプロセスの設計や開発の初期段階から積極的に巻込み、対話や観察から得た気づきをもとに、一般的に手に入れやすく、使いやすいものを新しく生み出すデザイン手法。

（１）インクルーシブデザインの推進

公共施設や身近な施設のインクルーシブデザインの推進に努めます。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を下回って進捗しています。公共施設の整備、改修時において、インクルーシブデザインの導入促進に努めました。

ゆずりあいパーキング利用証制度は、障がい者手帳や母子手帳交付時などに周知し、申請者に利用証を交付しています。引き続き制度周知に努めるほか、ケアマネージャーの協力のもと、要介護者への制度周知に努めています。

【公共施設等のインクルーシブデザインの推進】

○ **子育て支援施設や高齢者支援施設におけるインクルーシブデザインの推進**
・公共施設の整備、改修時において、インクルーシブデザインの導入に努めました。

○ **高齢者や障がい者にやさしい施設づくり**
・ゆずりあいパーキング利用証をＲ７に 388 枚発行しました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
ゆずりあいパーキング利用証発行数	360 枚	400 枚	388 枚

第４期計画の取り組みの方向　「公共施設等のインクルーシブデザインの推進」

第４期計画においても、すべての利用者が利用しやすいデザインを基本として、公共施設の整備、改修時においてインクルーシブデザインの推進に努めます。

また、施設の駐車場における「ゆずりあいパーキング」について周知を図ります。

＜具体的な施策＞

【公共施設等のインクルーシブデザインの推進】

○　子育て支援施設や高齢者支援施設におけるインクルーシブデザインの推進
○　高齢者や障がい者にやさしい施設づくり

（２）情報通信ネットワークの活用

情報通信ネットワークの活用、マイナンバー制度の周知と利用促進に努めます。

第３期計画の評価・進捗状況

ホームページの充実については、概ね計画どおり進捗しています。令和７年３月に本市のホームページをリニューアルし、より見やすく、検索しやすいものとなりました。

マイナンバー利活用の普及啓発については、計画を上回って進捗しています。介護施設の入所者を対象としてマイナンバーカードの取得依頼をしたが 80 人に留まりました。普及率向上のため、施設への再依頼が必要です。

【地域情報化の推進】

○ **市のホームページの充実**
・令和７年３月にホームページのリニューアルを実施しました。

○ **新たなＩＣＴ利活用による行政情報等の提供**
・ホームページの情報のＬＩＮＥプッシュ通知を、R7に 114 件行いました。

○ **マイナンバー利活用の普及啓発**
・介護施設の入所者を対象にマイナンバーカードの取得を依頼しました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
ホームページ閲覧件数	163 万件	190 万件	162 万件
マイナンバーカードの普及率	29.2%	80.0%	87.4%

第４期計画の取り組みの方向　「地域情報化の推進」

ホームページ拡充によりコンテンツの充実を図り、利用しやすい情報共有の推進を図ります。また、ＳＮＳを活用し、速やかな情報提供に努めます。

令和７年１１月から市民が日常的に利用する市内４箇所の郵便局に、マイナンバーカード関連事務の一部を委託しています。

これにより、マイナンバーカードの利用を促進し、市民の皆様の利便性の向上を目指します。

＜具体的な施策＞

【地域情報化の推進】
○　市のホームページの充実
○　郵便局へのマイナンバーカード関連事務委託による利用促進と利便性向上
・郵便局での受付件数の増加

＜数値目標＞

指　標	基準 （R７）	目標 （R13）
ホームページ閲覧件数	162 万件	200 万件
マイナポータルを利用したオンライン転出届	362 件	500 件
住民票や身分証明書などの証明書オンライン請求（LINE）	106 件	160 件
郵便局でのマイナンバーカード関連事務受付件数	85 件	130 件

（３）克雪の推進

地域の特性に応じた克雪・親雪・利雪活動を行い、雪に強いまちづくりを推進します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。設備及び施設点検を行い、安心して通行できるよう維持管理に努めました。冬期間の消融雪施設の効果は非常に大きいですが、施設の老朽化が進み、消雪効果が小さくなる等の状況が見られるため、計画的な整備促進に努めていきます。

【克雪・親雪・利雪の推進】

○ **地域ぐるみ除排雪の推進**
・地域ぐるみ除雪車をＲ３～７に計 25 台購入しました。（Ｒ３：７台、Ｒ４：４台、 Ｒ５：６台、Ｒ６：６台、Ｒ７：２台）

○ **消融雪施設の整備**
・消融配管をＲ３～７に新たに L=2,365m整備しました。（Ｒ３：L=540m、Ｒ４：L=690m、Ｒ５：L=1,135m、Ｒ６：なし、Ｒ７：L=710m）

○ **親雪・利雪活動の推進**
・冬期に安心して暮らすことができると感じる市民の割合は、Ｒ７は 66.4%でした。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
冬期に安心して暮らすことができると感じる市民の割合	74.0%	75.0%	66.4%

第４期計画の取り組みの方向　「克雪・親雪・利雪の推進」

本市は、県内でも有数な豪雪地帯であり、地域の特性に応じた除排雪や、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯の屋根雪処理除排雪活動の支援等、安心して暮らせる生活環境を支えるため、地域ぐるみで行う除排雪を強化する必要があります。第４期計画では、南砺市国土強靭化地域計画に基づき、地域ぐるみ除排雪を推進します。

＜具体的な施策＞

【克雪・親雪・利雪の推進】
○　地域ぐるみ除排雪の推進/ひとり暮らし、高齢者世帯等への除雪支援
○　消融雪施設の整備
○　親雪・利雪活動の推進

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
冬季に安心して暮らすことができると感じる市民の割合	66.4%	70.0%

（４）良質な住環境の整備

安全で快適な住環境を創出するため、耐震改修支援や克雪住宅普及事業等を実施します。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を下回って進捗しています。木造住宅の耐震化は重要ですが、補助事業の利用件数には波があり、伸び悩んでいます。

【住環境の整備】

○ **住宅改修助成制度の普及**
- 耐震改修支援事業（国県市補助）の実施件数は、R４～７で計９件でした。
  （R４：０件、R５：４件、R６：４件、R７：１件）
- 克雪住宅普及事業（国市補助）の実施件数は、R４～７で計５件でした。
  （R４：４件、R５：０件、R６：０件、R７：１件）

○ **耐震改修支援や克雪住宅普及事業等の実施**
- 現在の住宅が住みやすいと感じる市民の割合は、R７は 60.5%でした。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
現在の住宅が住みやすいと感じる市民の割合	69.5%	70.0%	60.5%

第４期計画の取り組みの方向　「住環境の整備」

住み慣れた住宅で安心して暮らし続けることができるよう、「木造住宅耐震改修支援事業」「瓦屋根耐風改修支援事業」「克雪住宅普及事業」を推進し、地震や豪雪などの自然災害に強い住環境の整備を促進します。

＜具体的な施策＞

【住環境の整備】

○　市内住宅の耐震化率の向上

＜数値目標＞

指　標	基準（R5）	目標（R10）
市内住宅の耐震化率	75.0%	83.0%

※R5 の数値は住宅・土地統計調査より

指　標	基準（R7）	目標（R13）
住み続けたいと思う市民の割合	60.5%	68.0%

（５）生活マナーの向上

安心して生活できる環境衛生対策の充実を図ります。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を下回って進捗しています。動物等の飼い主マナー向上のため、マナー啓発看板の提供や集合注射の通知を行い飼い主のマナー向上を促進しました。今後も、マナー向上のため、定期的な情報発信を実施していく必要があります。

人口減少に伴い、ごみの総排出量は減少傾向にある一方で、一人一日当たりのごみ排出量は横ばいで推移しています。市民一人ひとりの行動変容を地域全体に定着させるためには、生ごみの水切り徹底による可燃ごみの減量や分別回収の更なる定着など、継続的な意識啓発と市民の主体的な取り組みへの支援が必要です。

【ごみ減量化・資源化の推進】

○　**動物等の飼い主マナー向上に対する意識の啓発**
- マナー啓発看板の提供や集合注射の通知を行い飼い主のマナー向上を促進しました。集合注射をＲ３～７で計 2,427 頭に行いました。（Ｒ３：470 頭、Ｒ４：502 頭、Ｒ５：516 頭、Ｒ６：474 頭、Ｒ７：465 頭）

○　**ごみ分別意識の啓発による資源化率の向上**
- 従来は燃えるごみとして回収していたプラスチック製品を資源ごみとして回収する仕組みを導入し、ごみの減量化および処理経費削減に向けた取組を進めました。
- 市の広報や出前講座で、ごみの分別について周知しました。
- 市環境保健協議会との共催事業の清掃活動を通じて、環境美化への意識高揚を図りました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
ごみの総排出量（家庭系可燃ごみ）	8.0千ｔ	7.5千ｔ	7.1千ｔ
一人一日当りのごみの排出量（家庭系可燃ごみ）	445.0g	428.0g	435.5g

第４期計画の取り組みの方向　「動物等の飼い主マナー向上、野焼き防止の推進、ごみ減量・資源化の推進」

市民一人ひとりが環境に配慮した具体的な行動を日常として定着・習慣化させる取組みを推進します。ごみの減量や資源化に向けた個人の行動変容を促すとともに、野焼きの防止や動物等の飼い主マナーの遵守・啓発を徹底し、住民間の苦情やトラブルのない、誰もが快適に暮らせる住みよい地域環境を市民との協働により構築します。

＜具体的な施策＞

【動物等の飼い主マナー向上】
○　動物等の飼い主マナー向上に対する意識の啓発

【野焼き防止の推進】
○　野焼きによる周辺への悪影響の抑制、住民間のトラブル防止

【ごみ減量・資源化の推進】
○　確実なごみの減量につなげるための発生抑制や再使用、プラスチックの再資源化といった循環型の行動の定着

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
野焼きの苦情・相談件数	８件	５件
ごみの総排出量（家庭系可燃ごみ）	7.1千ｔ	6.5千ｔ
一人一日当たりのごみの排出量（家庭系可燃ごみ）	435.5g	400.0g

第５部　地域福祉計画とともに進める計画

第１章　第２次南砺市成年後見制度利用促進基本計画

１．計画策定の背景

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」第 14 条第１項にて、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。また、国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされています。

市町村計画を定めるに当たっては、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることとされました。

これらを踏まえ、第４期計画では、本項目を「南砺市成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進します。

成年後見制度の基本理念である、ノーマライゼーション*、自己決定権の尊重に基づき、認知症高齢者・知的障がい*者・精神障がい者の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努めます。また、障がい者の親亡き後にも、継続的・安定的に支援が得られるよう、関係機関と連携し、成年後見制度の活用に取り組みます。

２．成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が不十分な人は、自身で契約などの法律行為を行うことが難しい場合があります。成年後見制度は、判断能力が不十分な人のために、本人の権利を守る援助者を選び、必要な契約締結や財産を管理する等、本人を法律的に支援する制度です。

以前は、禁治産制度・準禁治産制度が存在していましたが、禁治産という名称が差別的な印象を与え、さらに禁治産者であることが戸籍に記載されるなど、社会的な偏見や差別を生む等の問題があったため、これに代わる制度として、平成 12 年４月に成年後見制度が施行されました。

---

* **ノーマライゼーション**：障がい者や高齢者などがほかの人と平等に生きるために社会基盤や福祉の充実などを整備していくという考え方。
* **知的障がい**：知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

（１）成年後見制度の趣旨

成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者により、本人を法律的に支援する制度です。

令和８年６月１７日、「民法等の一部を改正する法律」（令和８年法律第４５号。以下「民法等改正法」といいます。）及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和８年法律第４６号。以下「整備法」といいます。）が成立し、同月２４日に公布されました。

民法等改正法は、成年後見制度について、後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化して本人にとって必要な範囲でその利用を可能とすることや、遺言制度について、電子データ等で作成し、法務局において保管する保管証書遺言を創設することなどを内容として民法等を改正したものです。

また、整備法は、民法等改正法による後見の制度の廃止に伴い、成年被後見人を対象とする規定を削除し、又は特定補助人を付する旨の審判を受けた者を対象とする規定に改めることなど、関係法律について所要の整備等をするものです。

民法等改正法及び整備法は、次のとおり施行されます（公布の日：令和８年６月２４日）。

・ 成年後見制度の見直しに係る改正
　公布の日から起算して２年６月を超えない範囲内において政令で定める日
・ 遺言制度の見直しに係る改正のうち押印の任意化等
　公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日
・ 遺言制度の見直しに係る改正のうちシステムの改修を要する保管証書遺言の創 設等
　公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

これまでの「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度でした。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の３つの類型となっていました。

法定後見制度の概要

	後　見	保　佐	補　助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注１）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法１３条１項所定の行為（注２）（注３）（注４）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法１３条１項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注２）（注３）（注４）	同上（注２）（注４）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注１）	同左（注１）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注５）（注６）		

（注１）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。
（注２）民法１３条１項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
（注３）家庭裁判所の審判により、民法１３条１項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。
（注４）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
（注５）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。
（注６）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

改正法が施行された後は、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止され、事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能となります。

類型	補助	＊特定補助
対象	判断能力が不十分な人	例外的に、補助を開始した者が、事理弁識能力を欠く常況にあると認定されるときは、法定の重要な財産行為についていずれも取消可能とする仕組み（特定補助の仕組み）を選択して利用可能となります。【民法 10 条】 ★ 特定補助の仕組みの利用に際しては、医師二人以上の意見を聴取した上で、明らかに必要がないときは鑑定は不要となります。

また、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能になります。
補助人の選任時には、本人の意思を尊重、意向の把握を義務化され、本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することも可能となります。

「任意後見制度」とは、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に代行してもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。

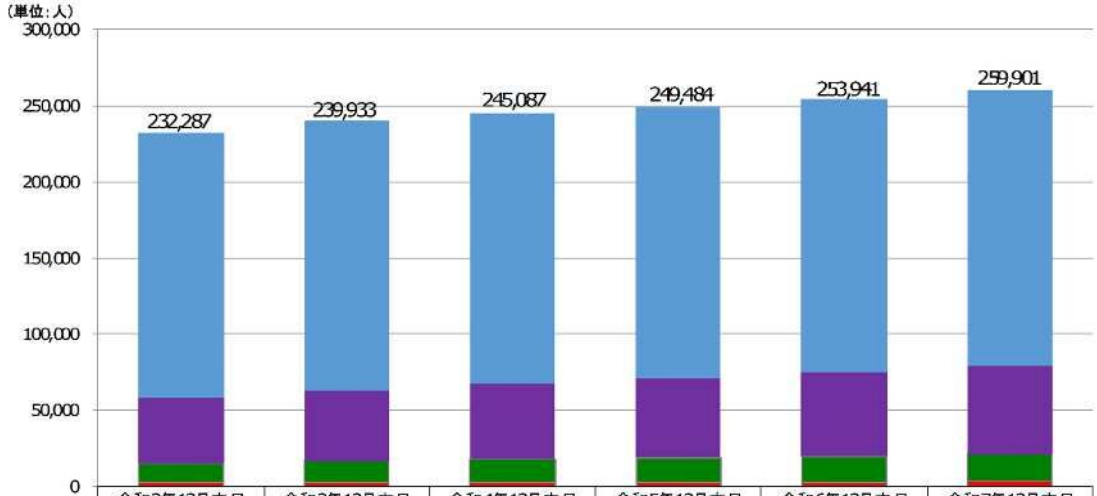
（２）成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数は、令和７年に約 26 万人となっています。

潜在的なニーズとして、今後は、認知症高齢者等がますます増加し、成年後見制度の需要も一層高まっていくと見込まれますが、親族や専門職だけでこれら全てをまかなうことは難しいといえます。

成年後見制度の利用者数の推移（令和2年～令和7年）

○ 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
○ 令和7年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約69．6%、保佐の割合が約22．4%、補助の割合が約7．0%、任意後見の割合が約1．1%となっている。



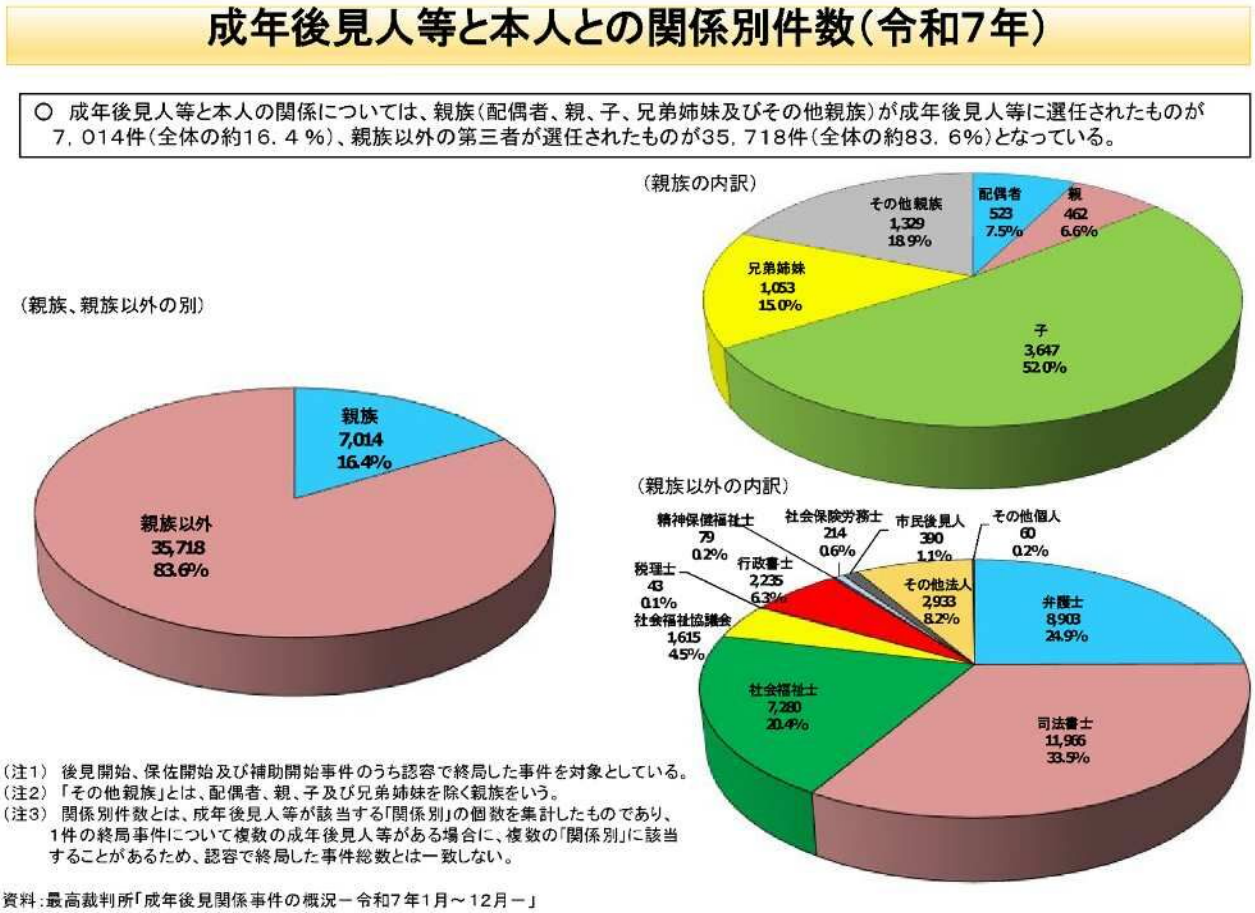
	令和2年12月末日	令和3年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日	令和7年12月末日
成年後見	174,680	177,244	178,316	178,759	179,373	180,828
保佐	42,569	46,200	49,134	52,089	54,916	58,162
補助	12,383	13,826	14,898	15,863	16,857	18,078
任意後見	2,655	2,663	2,739	2,773	2,795	2,833
計	232,287	239,933	245,087	249,484	253,941	259,901

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－」及び「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」より作成

（３）後見人等の選任者

成年後見制度の創設時平成 12 年、後見人の選任数全体に占める親族の選任数の割合は 91%でしたが、令和２年には 20%にまで大幅に減少しています。令和７年には 16.4%となっています。その背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えていること、親族後見人による不祥事が多いことから、家庭裁判所が親族後見人の選任に慎重になっており、第三者後見人を選考する傾向がみられます。

このような状況下で、近年後見人の選任数が特に増えているのが専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）です。専門職の選任数は、平成 12 年に全体のわずか８%から令和２年には 69%、令和７年には 83.6%にまで大きく増加しています。



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
（注2） 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
（注3） 関係別件数とは、成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、認容で終局した事件総数とは一致しない。

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」

３．現状

（１）南砺市における成年後見制度利用者

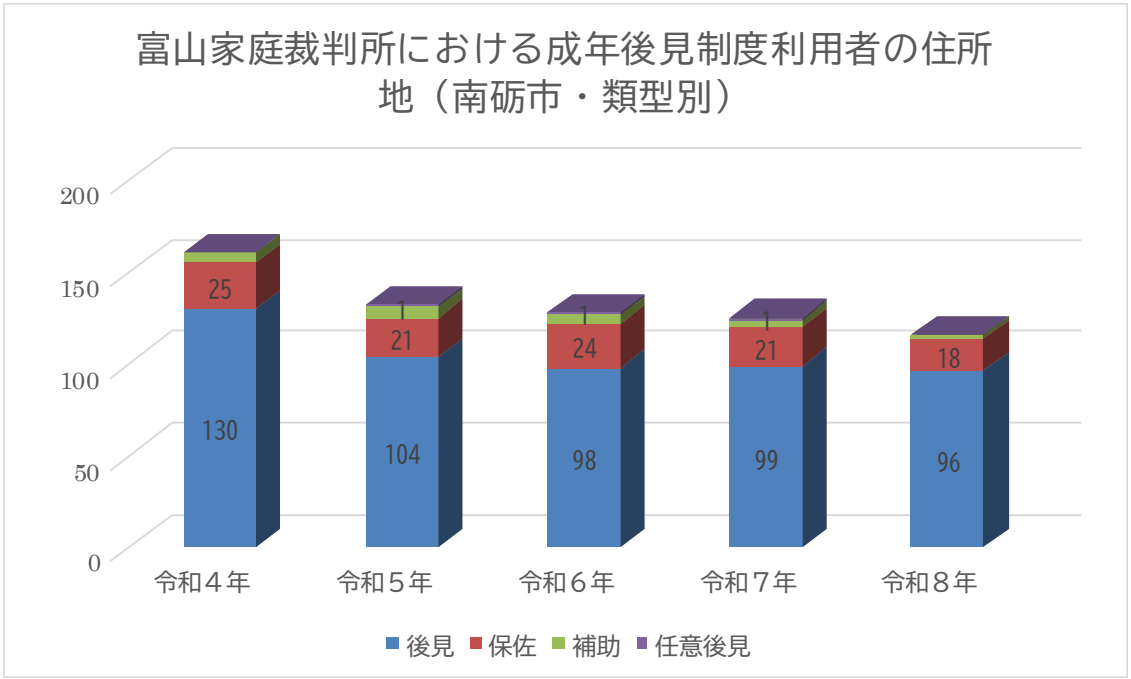
本市における成年後見制度利用者は、令和４年に 161 人であったが令和８年は 116 人となっています。

	後見	保佐	補助	任意後見	計（人）
令和４年	130	25	6	0	161
令和５年	104	21	6	1	131
令和６年	98	24	5	1	127
令和７年	99	21	4	1	124
令和８年	96	18	2	0	116

1)　富山家庭裁判所がその管内において**各年７月１日現在**後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

2)　成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

3)　本人の住所地が管轄外である場合は「その他」に計上している。このため、「その他」には富山県外の住所地である場合のほか、富山県内の他庁が管轄する住所地である場合も含む。



（２）市長申立制度

成年後見制度の利用にあたって、身寄りがなく申立てをする親族がいない場合、親族に代わり市長が申立てを行います。

本市においては、令和３年度は０件、令和４年度は０件、令和５年度は１件、令和６年度は１件、令和７年度は３件となっています。

近年、全国的には市町村申立ての件数が平成 12 年には 23 件（全体の 0.3%）だったが、令和２年には約９千件（同 24%）にまで増加しています。その要因には、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、必要な時に後見の申立てをすべき親族が見当たらないケースが増えていること等があります。

今後も一人暮らしの高齢者の増加により市長申立に対する需要は増えていくと見込まれるため、それに対応する財源や人員の確保が課題です。

■市長申立制度の利用件数

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
利用件数（件）	23,206	22,784	22,424	22,015	21,670

（３）成年後見制度利用支援事業

市長申立てに必要な経費や、審判申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬について、本人が負担できないと認められる低所得高齢者等に、市が経費の一部を助成しています。支援件数は、令和３年度は４件、令和４年度は１件、令和５年度は１件、令和６年度１件、令和７年度は１件となっています。

■成年後見制度の利用支援件数

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
利用支援件数（件）	4	1	1	1	1

（４）認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関

平成 29 年に呉西圏域内（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）の将来的な成年後見制度対象者の増加に対応するため、とやま呉西圏域連携事業の中で高岡市から委託を受け、圏域内の相談から後見受任まで一貫した支援ができるよう、呉西地区後見センターが設置されました。センターでは、成年後見制度利用相談、市民後見人材育成、後見業務等を行っています。

４．今後の方針

（１）実態把握

現在本市においても認知症高齢者数の増加はみられます。成年後見制度利用についての認知度や必要性についての実態把握は支援の過程を通して把握しています。今後も、成年後見制度利用についての調査・把握に努め、対策につなげます。

（２）関係機関との連携

家庭裁判所、呉西地区後見センター、市社会福祉協議会のほか、福祉・司法職団体や関係機関との連携を図り、利用者のニーズに合ったサービスを紹介します。

（３）広報・啓発活動の推進

障がい者を対象としたアンケート調査では、「（成年後見制度の）名前も内容も知っている人」は令和５年度 21.6%から令和７年度 22.2%とほとんど変化がなく、周知が進んでいるとはいえません。

このことから、成年後見制度利用の普及啓発を図るため、民生委員・児童委員及び地域づくり協議会等へのパンフレットの配布や研修会等を実施し、地域において支援が必要な人を発見し、適切な機関へつなげます。

（４）市民後見制度等の養成支援

呉西地区成年後見センターが実施する市民後見人* 養成講座を周知し、市民後見人バンクの登録に取り組みます。しかし、市民後見制度には、法律専門的な知識が必要なこと、手続きの複雑性、報酬、後見人による不祥事等の課題も多く、成年後見活動を継続的にできるような支援が必要です。

（５）地域連携ネットワーク（協議会）の開催

必要に応じて地域の福祉・司法専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会）の設立・運営の開催に向けて、引き続き進めていきます。関係機関等と相互に連携し、成年後見制度の利用・推進に向けて取り組みます。

（６）日常生活自立支援事業との連携

日常生活自立支援事業の対象者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについては、成年後見制度への円滑な移行支援を行います。

* **市民後見人**：地域福祉活動として、意思決定が不十分または困難な人の生活を身近な立場で支援するため、後見活動を行っていくボランティアの市民活動。

第２章　第２次南砺市再犯防止推進計画

１．計画策定の背景

罪を犯した人や非行のある少年の中には、貧困や疾病、高齢、障がい、厳しい成育環境など、多様な「生きづらさ」を抱え、立ち直りに多くの困難を伴う人が少なくありません。これらの人々が社会復帰後に地域で孤立することなく、再び社会の一員として定着するためには、国、地方公共団体、更生保護関係団体や福祉事業者等の民間団体が緊密に連携・協力し、息の長い支援を実施する必要があります。

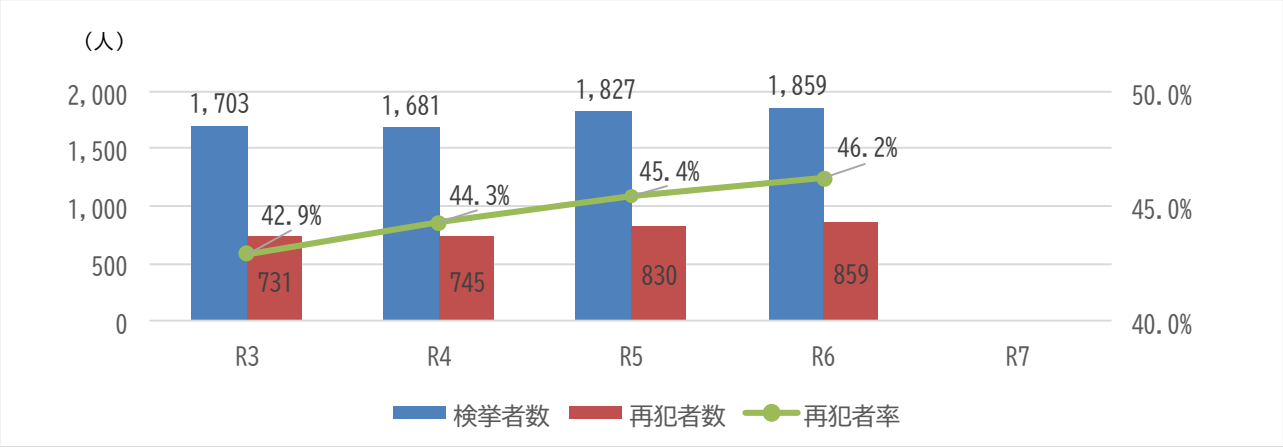
平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、令和５年３月には新たな課題に対応するための国の「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

本市においては、こうした国・県の動向やこれまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、本計画を「第２次南砺市再犯防止推進計画」と位置付けます。また、本計画は「地域福祉計画」や「重層的支援体制整備事業実施計画」等と一体的に推進し、対象者が地域で孤立することなく寄り添いを受けられる体制を整え、市民誰もが安全で安心して暮らせる地域共生社会の実現を図ります。

２．再犯者*、刑務所出所者等の現状

（１）刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（富山県）

県内の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）は 40%台で増加しており、高い水準にあります。



（法務省より

* **再犯者**：刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

（２）県内の検挙者中の再犯者のうち、無職者（富山県）

再犯者の生活基盤の不安定さが再犯の一因と考えられており、就労による経済的自立と安定した生活の確保が重要な課題となっています。

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
再犯者（人）	731	745	830	859	
うち、無職（人）	372	367	437		
割合（%）	50.9	49.3	52.7		

（富山県警察本部より）

（３）県内検挙者中の再犯者のうち、高齢者（富山県）

高齢の再犯者については、地域社会での孤立防止や、保健医療・福祉サービス等への円滑なつなぎ・継続的支援が求められています。

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
再犯者（人）	731	745	830	859	
うち、高齢者（人）	260	233	291		
割合（%）	35.6	31.3	35.1		

（富山県警察本部より）

（４）社会を明るくする運動行事参加人数（南砺市）

犯罪や非行の防止と立ち直り支援に関する理解と関心を深めるため、地域一体となった啓発活動が継続して実施されています。

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
延べ人数	218	389	369	265	327

（富山保護観察所より）

（５）協力雇用主数*、うち実際に雇用している協力雇用主数（南砺市）

対象者の社会復帰と定着を支えるため、地元の協力雇用主による支援体制が維持されています。

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
協力雇用主数（社）	26	23	22	22	23
うち、実際に雇用している協力雇用主数（社）	0	0	1	0	1
割合（%）	0.0	0.0	4.5	0.0	4.3

（富山保護観察所より）

* **協力雇用主**：犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間事業主。

３．第１次計画の評価と課題

（１）取り組みの評価

第１次計画期間においては、保護司会をはじめとする更生保護関係団体への活動支援や、南砺市更生保護サポートセンターの周知（広報紙の全戸配布）、「社会を明るくする運動」の推進などを通じ、地域における更生保護活動の基盤維持と市民啓発に努めてきました。

特に、学校現場と連携した取り組みとして、中学校の授業枠を活用した全員参加型の「公開ケース研究会」の実施や作文コンテストの推進など、次代を担う青少年の規範意識醸成に向けた効果的な実践が定着しました。

（２）取り組みの評価

後方支援中心の関与から一歩踏み出し、市の主体的な参画による連携体制の構築を進める必要があります。併せて、保護司等の担い手確保や若者層への効果的な啓発にも取り組み、関係機関・団体との協働のもと、地域全体で立ち直りを支える実効性ある基盤づくりを目指すことが重要です。

４．再犯防止に向けた取り組み

（１）更生保護関係機関・団体との連携

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会* などの活動基盤を継続して支援するとともに、司法機関や福祉関係機関との定期的な情報共有や連携を図り、地域における更生保護活動が円滑に行われる環境づくりに努めます。

（２）更生保護活動の促進

本市では、南砺市井波総合文化センター内に「南砺市更生保護サポートセンター*」が設置されており、保護司が生活上の助言や就労支援などの相談に応じています。この更生保護サポートセンターが地域における更生保護活動の拠点として円滑に機能するよう、広報紙やＷｅｂ等を活用した市民への周知や情報発信に協力し、保護司等の活動に対する理解促進を図ります。

---

* **ＢＢＳ会**：Big Brothers and Sisters の頭文字をとった略称で、非行や生きづらさを抱える少年たちのいない、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す青年ボランティア。
* **更生保護サポートセンター**：保護司会が公的な施設などにおいて、地域の関係機関・団体と連携しながら、更生保護活動を行う拠点。

（３）広報・啓発活動の推進

毎年７月に実施される「社会を明るくする運動」において、保護司会等の関係団体と連携して推進委員会等の円滑な運営を図るとともに、市民大会や街頭啓発などを通じて、犯罪や非行の防止および立ち直り支援に関する効果的な広報・啓発を推進します。

（４）就労・住居の確保

県内の再犯者のうち、約半数が無職者であり、生活基盤の不安定さが再犯の一因であると考えられます。このため、犯罪や非行からの立ち直りを促進するには、就労による経済的自立と安定した生活基盤が不可欠です。保護司会や商工会等による協力雇用主の確保活動に協力するとともに、富山県居住支援協議会等の関係機関が提供する住宅支援施策についての情報収集・周知を行い、必要な支援への円滑な接続に努めます。

（５）保健医療・福祉サービス利用の促進

支援を必要とする高齢者や障がいのある罪を犯した人等が孤立することのないよう、富山県地域生活定着支援センターや専門機関、地域の福祉サービス事業所等との情報共有に努め、必要に応じて適切な福祉施策や生活困窮者支援等へ円滑につなぐ連携体制を構築します。

（６）非行の防止と修学支援

児童生徒の非行防止と規範意識の醸成のため、保護司等と連携し、中学校の授業を活用した「公開ケース研究会」の巡回実施や「社会を明るくする運動」作文コンテスト等を推進・後援します。また、学校現場の負担に配慮しつつ、学校との連携を密にしながら、児童生徒の健全育成や一人ひとりの状況に応じた効果的な支援に努めます。

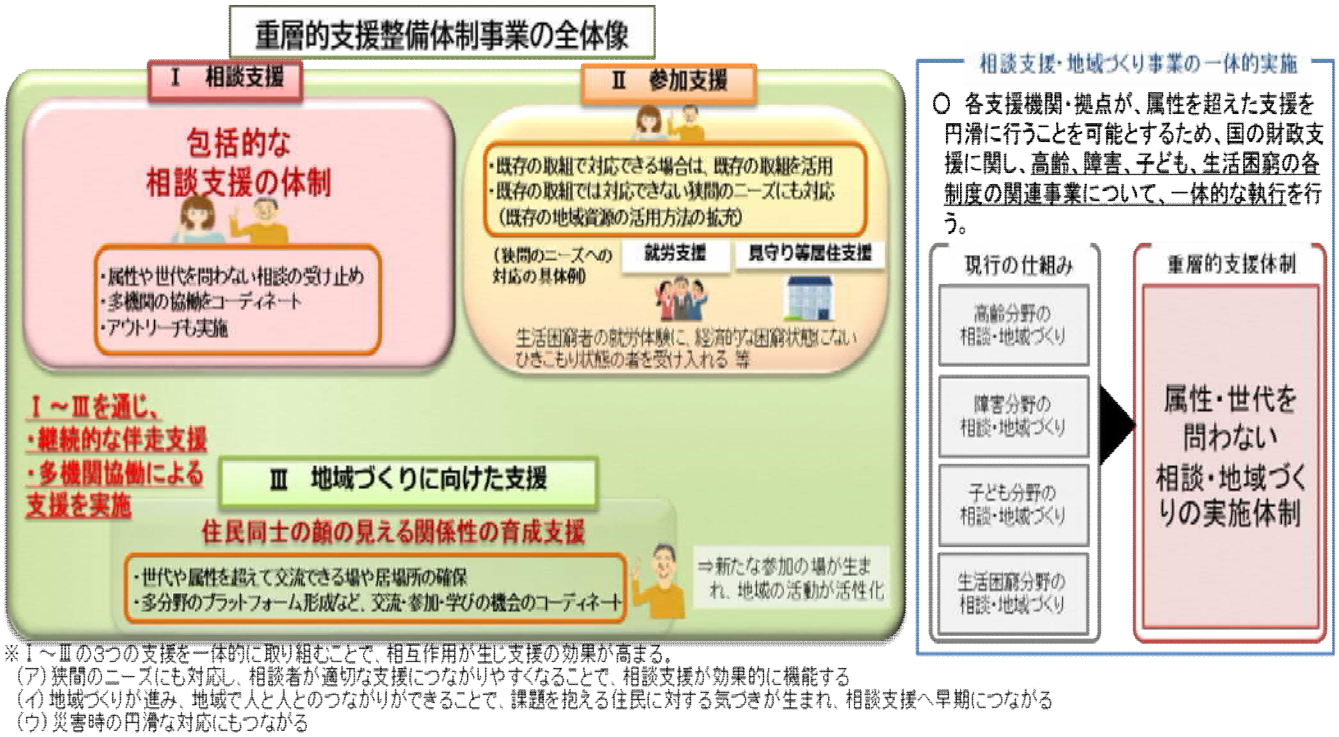
第３章　第２次南砺市重層的支援体制整備事業実施計画

１．計画策定の背景

近年、少子・高齢化や人口減少のさらなる加速、単身世帯の増加などの家族形態の変化に伴い、家庭や地域住民のつながりが一段と希薄化しています。これに伴い、家庭や地域が抱える課題は複雑化・複合化・長期化しており、従来の「子ども」「障がい」「高齢」「生活困窮」といった分野別の福祉支援体制だけでは、制度の隙間にこぼれ落ちる課題や多様化したニーズへ対応することに限界が生じています。こうした課題に対応し、属性や分野を超えた取り組みを柔軟に推進して包括的な支援体制および地域福祉の構築を図るため、令和２年６月の社会福祉法改正（令和２年法律第 52 号）により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和３年４月１日から施行されました。

本市においても、これまで「第１次重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けて「断らず受け止め、つながり続ける」支援体制の構築に取り組んできました。前計画の期間中には、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に「アウトリーチ等を通じた継続的支援」および「多機関協働」を加えた５つの事業の一体的な運用を進め、相談窓口の連携強化や関係機関との協働体制の基盤づくりを推進してきました。

一方で、社会基盤の急速な変化に伴い、孤独・孤立対策への対応や、複合課題を抱える世帯へのより高度な多機関連携、さらには福祉分野にとどまらない全庁的・地域的な支援ネットワークの強化など、これまでの実践の中で新たな課題も顕在化しています。こうした第１次計画での取り組み成果と残された課題を踏まえ、重層的支援体制のより一層の充実・深化と、持続可能な地域福祉の推進を目指します。



※Ⅰ～Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

図：厚生労働省「社会福祉法の改正の趣旨・改正概要」の重層的支援体制整備事業の全体図

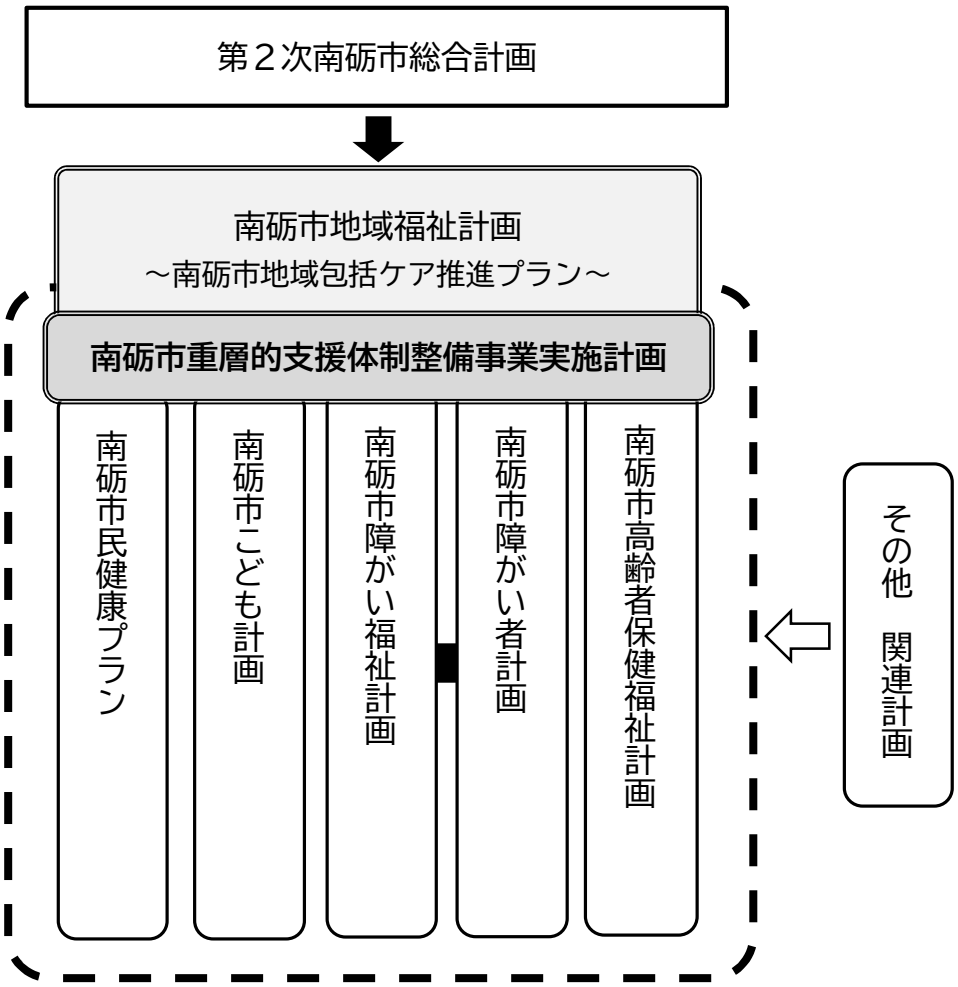
２．計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第 106 条の５において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定するよう努めるものとすると規定されています。

この事業の市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施すること、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、事業実施の理念や目指すべき方向性について、共通認識を醸成することなどが、地域福祉計画とも同様の取り組みであることから、第４期計画では、本項目を「南砺市重層的支援体制整備事業実施計画」と位置付け、地域福祉計画と一体的に推進していくこととします。

また、個別計画である「南砺市高齢者保健福祉計画」、「南砺市障がい者計画」、「南砺市障がい福祉計画」、「南砺市こども計画」、「南砺市民健康プラン」、及びその他の関連する計画と連携し取り組みます。

【他計画との関連図】



３．既存事業の位置づけ及び事業の進め方

（１）既存事業の位置づけと更なる発展

本市では、住民とともに地域包括ケアの推進に早くから取り組み、平成 29 年１月には地域包括ケアセンターを開設する等、保健・医療・福祉・介護を一体的・体系的に提供できる体制を整備し、「地域包括ケアシステム」の基盤づくりを進めてきました。

また、各相談窓口では、第１次計画においても重点的に「断らない相談支援」を心掛けており、支援が必要な方のニーズを正確に把握した上で、各部署が密に連携した適切な対応・支援に努めています。

本市においては、これまでも各分野の既存事業を一体的に実施してきましたが、第２次計画においてもこれまでの成果を維持・継承しつつ、重層的支援体制整備事業の中で各既存事業を位置づけ、分野を超えた連携の更なる深化を図りながら継続して実施していきます。

（２）新たな機能の事業の実践と定着・拡充

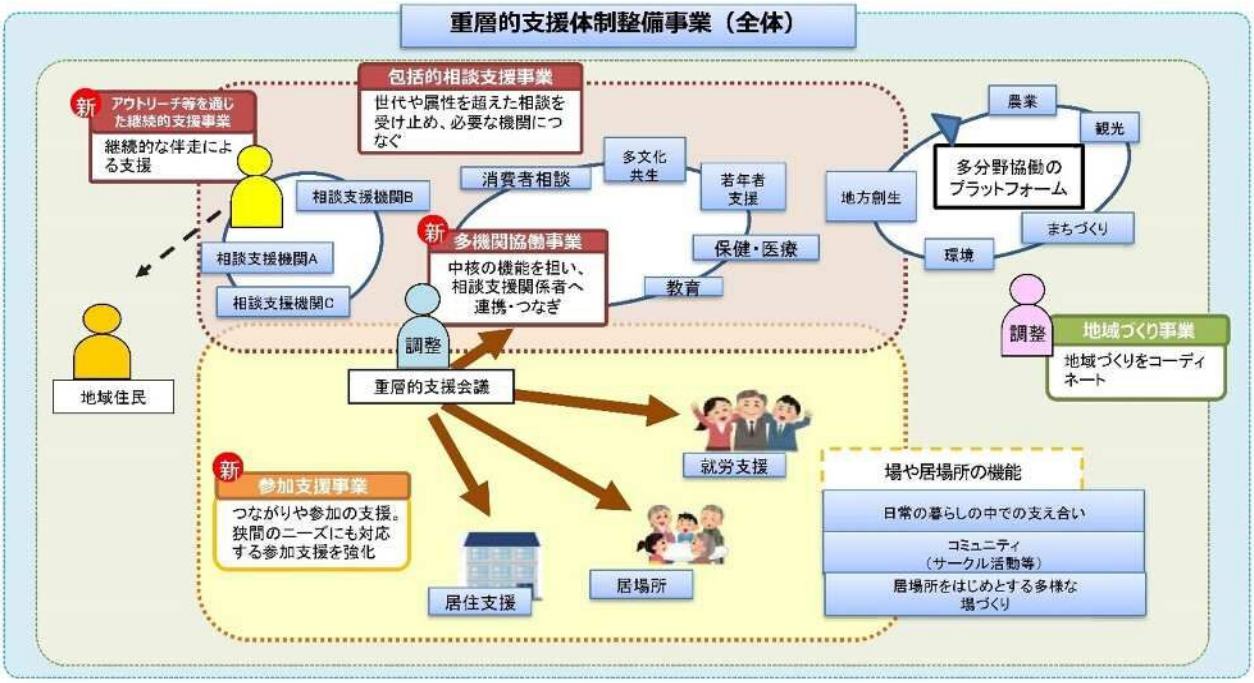
重層的支援体制整備事業における「新たな機能」として第１次計画期間より推進してきた各事業については、取り組みを通じて見えてきた効果や課題を踏まえ、第２次計画において定着および更なる拡充を図ります。

〇アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

属性や世代に関わらず地域の多様な相談を包括的に受け止める支援体制として設置した「断らない相談支援チーム」を中心に、支援が届きにくい当事者や世帯に対して、能動的なアウトリーチと寄り添い型の継続支援を強力に推進します。

〇多機関協働事業

複合・複雑化した困難事例等に対して、個別の支援内容や役割分担を検討・調整する「重層的支援会議」の運用を定着させます。これにより、支援調整力のさらなる向上と、庁内各課および地域福祉関係者・機関のネットワーク（多機関連携）の強化を図ります。


重層的支援体制整備事業（全体）
包括的相談支援事業
世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な機関につなぐ
新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
継続的な伴走による支援
相談支援機関A
相談支援機関B
相談支援機関C
地域住民
新 多機関協働事業
中核の機能を担い、相談支援関係者へ連携・つなぎ
調整
重層的支援会議
消費者相談
多文化共生
若年者支援
保健・医療
教育
農業
観光
多分野協働のプラットフォーム
地方創生
まちづくり
環境
調整
地域づくり事業
地域づくりをコーディネート
就労支援
新 参加支援事業
つながりや参加の支援。狭間のニーズにも対応する参加支援を強化
居住支援
居場所
場や居場所の機能
日常の暮らしの中での支え合い
コミュニティ（サークル活動等）
居場所をはじめとする多様な場づくり

図：厚生労働省

４．重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第 106 条の４第２項各号）

<table>
<tr><th>区分</th><th>実施する事業</th><th>実施体制</th></tr>
<tr><td>包括的相談支援</td><td>地域包括支援センターの運営
＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第１号のイ</td><td>既存　南砺市地域包括支援センター
【支援対象者】65 歳以上の高齢者等
【実施方式】直営：１箇所
南砺市地域包括支援センター
南砺市地域包括支援センターサテライト
【圏域】市内５圏域
【支援機関】市内６箇所
<table>
<tr><th>圏域区分</th><th>施設名</th><th>実施主体</th></tr>
<tr><td></td><td>旅川在宅介護支援センター</td><td>社会福祉法人福寿会</td></tr>
<tr><td>東部圏域</td><td>南砺市井波在宅介護支援センター</td><td>南砺市</td></tr>
<tr><td>西部圏域</td><td>やすらぎ荘在宅介護支援センター</td><td>社会福祉法人福寿会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南部圏域</td><td>きらら在宅介護支援センター</td><td>社会福祉法人福寿会</td></tr>
<tr><td>在宅介護支援センターうらら</td><td>社会福祉法人城端敬寿会</td></tr>
<tr><td>五箇山圏域</td><td>南砺市五箇山在宅介護支援センター</td><td>南砺市</td></tr>
<tr><td>南砺市全域</td><td>南砺市社会福祉協議会</td><td>南砺市社会福祉協議会</td></tr>
</table>
【業務内容】
・南砺市地域包括支援センター
総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント
・南砺市地域包括支援センターサテライト
総合相談支援、権利擁護
・市内６箇所の支援機関
市内１箇所の総合相談支援
【所管課】地域包括ケア課</td></tr>
</table>

区分	実施する事業	実施体制
包括的相談支援	障害者相談支援事業 ＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第１号のロ	既存　障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業、精神障害者退院支援事業） 【支援対象者】障がいのある人及びその家族等 【実施方式】委託 社会福祉法人渓明会、社会福祉法人マーシ園 【圏域】砺波福祉圏域（南砺市・砺波市・小矢部市） 相談支援事業所：９箇所 障害者就業・生活支援センター：１箇所 児童発達支援センター：１箇所 【支援機関】 [基幹相談支援事業所] 砺波圏域障害者基幹相談支援センター（砺波市） [一般相談支援事業所] 障がい者サポートセンターきらり（砺波市） 地域活動支援センターとなみ野（砺波市） 地域活動支援センターひまわり（小矢部市） わくわく小矢部相談支援事業所（小矢部市） 相談支援センターあい（南砺市） [特定相談支援事業所] 上記以外 聚楽サンガ（砺波市）休止中 CH-5 ガイド　Choice（砺波市） 地域生活支援センターすまいる（小矢部市） わらび学園（南砺市） [障害者就業・生活支援事業所] 砺波障害者就業・生活支援センター（砺波市） [児童発達支援事業所] わらび学園（南砺市） 【業務内容】 一般相談支援、特定相談支援、権利擁護・虐待防止に関する啓発、地域移行・地域定着支援、地域の支援体制の強化、ジョブコーチ支援、チャレンジトレーニング支援、児童発達支援、療育等支援 【所管課】福祉課

区分	実施する事業	実施体制
包括的相談支援	利用者支援事業 ＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第１号のハ	利用者支援事業 【支援対象者】子ども及びその保護者等 【実施方式】直営 【圏域】市内全域で１箇所 【支援機関】健康課（保健センター）・こども課 【業務内容】 こども家庭センター型 妊娠期から育児期までの子育て支援の情報提供や相談･助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 妊婦等包括相談支援事業型 妊婦の心身の状況を把握するため､妊婦のための支援給付申請の際の面談や継続的な情報発信を行うとともに､必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。 【所管課】健康課（保健センター）・こども課
	生活困窮者自立相談支援事業 ＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第１号のニ	自立相談支援事業 【支援対象者】生活に困窮している方、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等 【実施方式】直営 【圏域】市内全域で１箇所 【支援機関】福祉課 【業務内容】 相談支援員が、生活に困窮している方からの相談に応じ、一人ひとりの状況に合わせた支援計画（プラン）を作成する。ハローワーク等の関係機関と連携し、継続的な支援を行うことで、相談者の自立を促進します。 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業 【所管課】福祉課

区分	実施する事業	実施体制
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業 ＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第３号のイ	ア．地域住民グループ支援事業（サロン事業） 【支援対象者】自主的に高齢者等の介護予防活動を行う市内の地域住民グループを支援します。 【実施方式】委託 【圏域】市内全域 【支援機関】南砺市社会福祉協議会、ヘルスボランティア連絡会、地域住民グループ等 【業務内容】体操等の介護予防中心のサロンとして、週１回（年 42 回）の週一型簡易サロンを実施します。 南砺市社会福祉協議会においては、地域共生社会を目指し、子ども、障がい者、高齢者の世代を問わない「だれでも型サロン」を実施します。 イ．高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 【支援対象者】65 歳以上の高齢者等 【実施方式】直営 【圏域】市内全域 【支援機関】地域づくり協議会 【業務内容】 　東京大学高齢社会総合研究機構と連携協定を結び、市民ボランティア（フレイルサポーター）を養成します。 市民ボランティア（フレイルサポーター）により、サロン参加高齢者に定期的にフレイルチェックを展開し、地域住民同士での支えあいや健康寿命の延伸に向けて活動していきます。 ウ．高齢者食生活改善事業 【支援対象者】65 歳以上の高齢者等 【実施方式】直営 【圏域】市内全域 【支援機関】地域づくり協議会、食生活改善推進員 【業務内容】 　高齢者の心身機能低下防止と健康の保持増進につながる食生活改善に資するために食生活改善推進員が中心となって地域の高齢者やその家族に対して介護予防食の伝達講習会を行います。 【所管課】地域包括ケア課

区分	実施する事業	実施体制
地域づくり支援	生活支援体制整備事業 ＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第３号のロ	生活支援体制整備事業 【支援対象者】支援が必要な方 【実施方式】委託 【圏域】 １層協議体　市内全域 ２層協議体　５日常生活圏域 【支援機関】 １層協議体　なんと未来支援センター ２層協議体　南砺市社会福祉協議会 【業務内容】 １層協議体では、市・地域・地区の課題やサービス創生の要望を定期的に協議し、２層へ情報提供と要請及び事業の評価を行います。 ２層協議体では、１層協議体の要請や地域・地区課題を確認し、協議体を構築し、コーディネーターが関係者・機関とサービス創成に取り組みます。 【所管課】地域包括ケア課
	地域活動支援センターの基本事業 ＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第３号のハ	地域活動支援センター機能強化事業 【支援対象者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 委託：社会福祉法人マーシ園 【圏域】砺波福祉圏域（南砺市・砺波市・小矢部市） 【支援機関】 地域活動支援センターピアサポートあい 委託外の利用可能機関 地域活動支援センターとなみ野 地域活動支援センターひまわり 【業務内容】 障がい者の創作的活動支援及び生産活動支援と機会の提供、地域社会との交流、その他障がい者の社会参加、社会復帰を促進するために必要な援助を行います。 【所管課】福祉課

区分	実施する事業	実施体制
地域づくり支援	地域子育て支援拠点事業 ＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第３号のニ	地域子育て支援拠点事業 【支援対象者】乳幼児及びその保護者等 【実施方式】直営４箇所（令和９年度予定） 【圏域】市内全域で４箇所 【支援機関】南砺市こども課 【業務内容】 子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行います。 【所管課】こども課
	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	小地域福祉活動推進事業 【支援対象者】全市民 【実施方式】委託：南砺市社会福祉協議会 【圏域】市内全域 【支援機関】地域づくり協議会、南砺市福祉課 【業務内容】 小地域において福祉活動を推進し、地域住民による見守りや支え合い活動により要支援者を把握し、日常生活を支援します。そのため、見守りや支え合いの仕組みづくりとネットワーク化を図りながら、住民の安全かつ安心できる生活を確保できるよう支援をします。 ・支えあいマップづくり ・地域食堂モデル事業 ・憩いのステーション　縁の木 ・ふくし総合相談所運営事業 ・広報活動 【所管課】福祉課（南砺市社会福祉協議会へ委託）

区分	実施する事業	実施体制
アウトリーチ事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第４号	アウトリーチ事業 【支援対象者】複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人 【実施方式】直営 【圏域】市内全域 【支援機関】断らない相談支援チーム（福祉課・健康課・こども課・地域包括支援センター）、南砺市社会福祉協議会、障がい者相談支援センター、在宅介護支援センター 【業務内容】 早期の支援、本人・世帯を包括的に受けとめ支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係づくりを行う支援をします。 【所管課】福祉課、健康課、こども課、地域包括ケア課等

区分	実施する事業	実施体制
多機関協働事業	多機関協働事業 ＊改正社会福祉法第 106 条の４第２項第５号・第６号	包括的支援事業 【支援対象者】支援が必要な方 【実施方式】「地域ケア会議」及び「重層的支援会議」の実施 【圏域】市内５生活圏域 【支援機関】 地域包括支援センター、行政職員、介護支援専門員、南砺市社会福祉協議会、福祉介護サービス事業者、民生委員・児童委員、医療機関（医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、精神保健福祉士等）、薬局薬剤師、訪問看護ステーション 【業務内容】 ア．地域ケア個別会議 個別ケースの支援内容について、多職種で検討することで、個別課題の解決を図ります。また、検討を通じて、介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上を図るとともに、地域関係者のネットワークを構築します。さらには、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題を把握します。現在、毎月１回実施し、毎回３事例を自立支援・介護予防の観点から検討しています。 イ．地域ケア推進会議 地域ケア個別会議やその他のケースの検討会を積み重ねることにより明らかになった地域課題を把握し、地域づくり協議会等の関係者と共有するとともに、解決に向けた検討を行うことにより、地域に不足している資源やサービス、連携体制等の構築を図ります。現在、市内５生活圏域で年１回以上開催しています。 ウ．重層的支援会議 属性、世代に関わらず地域の様々な相談を受け止め、対象者の個別支援内容について検討します。多機関・職種で検討することで、個別課題の解決を図ります。また、検討を通じて、支援調整力の向上を図るとともに、地域関係者のネットワークを構築します。 【所管課】地域包括ケア課

第６部　計画の推進

１．計画推進のための基本的な考え方

加速する少子高齢化や核家族化、そして多様なライフスタイルの進展は、地域における相互扶助の意識を希薄化させ、地域社会の構造をさらに大きく変化させていくことが予想されます。一方で、大規模災害や感染症の流行などを経て、地域におけるつながりの重要性や、新たなリスクへの対応能力の必要性も強く認識されています。

地域におけるきめ細かな福祉施策を効果的に展開するためには、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、例えば地域でのボランティア活動への積極的な参加を通じて、地域福祉の担い手としての意識を育むことが不可欠です。行政だけではなく、地域で活動する多様な福祉団体、事業者、ＮＰＯ、そして地域住民が、それぞれの専門性や特性を活かし、デジタル技術も活用しながら情報を共有し、相互に連携・協力しながら一体的に取り組むことが大切です。地域福祉の推進においては、既存の枠にとらわれず、誰もが地域の一員として主体的に貢献できるような環境づくりを重視し、共助の精神を基盤とした持続可能な地域社会の実現を目指します。

本計画を推進するにあたり、それぞれの役割を明確にし、変化する社会情勢に対応しながら、柔軟かつ強固な連携・協力体制を築くことが重要です。

２．推進体制

地域福祉の推進について、それぞれの主な役割は次のようになります。

（１）市民、ボランティア団体、ＮＰＯ団体の役割
～多様性を尊重し、地域ぐるみの福祉活動を積極的に展開～

市民一人ひとりが、地域社会の構成員であるという自覚を持ち、福祉に対する意識や認識を一層高めることが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域が抱える課題を深く理解し、自ら考え、地域で起こっている様々な課題に対し、地域の中で解決策を話し合う主体となることが求められます。地域福祉の担い手として、日常的な声かけやあいさつ、AI や ICT を活用した新たな見守り活動への参加、地域行事への積極的な参加、そして地域課題解決に向けたボランティア活動への参画を通じて、多様な人々が共生できる地域づくりに貢献していくことが期待されます。

また、ボランティア団体、ＮＰＯ団体は、地域において多岐にわたる福祉活動を行っている団体と連携を強化し、活動内容の専門性や質の向上、サービスの多様化・個別化を図り、変化し続ける地域の福祉ニーズに柔軟かつ迅速に対応することが求められます。

（２）民生委員・児童委員の役割

～地域住民・多様な主体との連携を基盤とした、相談・援助活動の推進～

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすために様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。民生委員・児童委員には、「社会福祉に関する活動を行う者」として、複雑化・多様化する現代の地域福祉課題に対応し、その推進に努めることが期待されています。

特に、福祉サービスのニーズを持つ人々への働きかけに加え、多重課題を抱える世帯（例：8050 問題、ダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラー）、虐待や暴力、貧困等の問題、孤独・孤立、ひきこもりといった心の健康問題を抱える人の早期発見と、それらの人々に対する適切な相談、見守り、初期的な支援が求められます。加えて、地域住民の身近な相談窓口としての役割を維持しつつ、専門機関や行政への「つなぎ役」としての機能を強化し、複雑なケースにおいては専門職との連携を密にし、自身の負担軽減を図りながら、地域福祉の推進を図ることが期待されます。

（３）事業者の役割

～専門機能と社会貢献を両立し、地域福祉の拠点となるサービスの提供～

福祉サービスの提供者として、利用者の個別ニーズに応じた自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの多機関連携にこれまで以上に積極的に取り組むことが求められます。特に、デジタル技術の導入によるサービスの効率化・質の向上も推進します。

また、福祉施設等にあっては、多世代交流の拠点としての機能強化、ボランティア体験や福祉教育の場としての役割、地域住民への開かれた情報発信が求められます。各サービス事業者間や地域との連携により、地域福祉のハブとなることが期待されます。今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業の更なる充実や、地域課題解決に資する新しいサービスの創出、地域住民の福祉への参画支援、ウェルビーイング実現に向けた福祉のまちづくりへの参画等に努めることが求められます。

（４）社会福祉協議会の役割

～多様な地域主体を調整・連携し、地域ぐるみの共助活動を戦略的に推進～

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役として大いに活躍が期待されています。

社会福祉協議会では、今後、だれがどのようにこれからの取り組みを進めていくかを話し合うために、自治会、地域福祉団体等との意見交換の機会を持ち、地域福祉の先導役を果たすことが求められています。

（５）行政の役割

～地域主体の活動が展開しやすい「伴走型」基盤づくりと重層的支援体制の構築～

地域福祉の推進に当たっては、地域住民や関係団体の自主的な取り組みが重要となります。そして、行政は市民の福祉向上を目指し、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体の自主的な取り組みを、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア団体、ＮＰＯ団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互の連携を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要になります。

地域包括ケアシステムをより発展させ、地域共生社会の実現に向けた地域マネジメントが重要です。

令和６年４月１日施行の地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に関する法律（地域共生社会推進法）により、市町村が全ての住民を対象とした包括的な相談支援を行うことが法制化されたことで、地域の自助、互助、そして公助が一体となった地域マネジメントが、これまで以上に広範に行政の役割として大きく注目されるようになっています。 自助や互助を強化する際、その主体はあくまで住民側にあり、行政はその側面的な支援者であるという基本姿勢は堅持します。しかし、単なる「行政業務の住民への依頼」に終わらせず、住民自身の意欲を最大限に引き出し、持続可能な取り組みとなるよう、行政は対話と協働を重視した「伴走型」の支援を根気強く実践していくことが重要となります。

３．計画の数値目標と評価・見直し

本計画は、地域福祉推進に向けた基本的理念、地域と行政の協働と役割分担、そして、地域と行政による重層的な支えあい・助けあいの仕組みづくりについて示しています。具体的な施策・事業を進めていくため、南砺市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」とこれまで以上に密接に連携し、身近な地域の状況や課題、そして新たな社会状況の変化を踏まえた取り組みを強力に推進します。

本計画を着実に推進するため、取り組む施策内容や主な事業について、目標の達成度を測るための数値目標（KPI：Key Performance Indicators）を新たに設定し、定期的な評価を行います。福祉課に事務局を置き、外部委員に加え、地域住民代表や多様なセクターの専門家も含む「南砺市地域福祉推進会議」のもと、データに基づいた進行管理を強化します。 また、福祉課において、各所管課や関係機関・団体との連携を一層深めながら計画に基づく事業の進捗状況をリアルタイムで確認し、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを迅速かつ効果的に回すことで、計画の見直しを継続的に行い、南砺市に最適な地域福祉の実現を目指します。

４．計画に関する指標・数値目標

事業・取り組み	指標	現状	目標数値	担当	備考
第１章　健やかなやすらぎのまちづくり **１．健康づくりの推進**					
（１）健康づくり活動の推進 ・南砺市民健康プランの推進 ・市民組織等との連携による健康づくりの推進	・特定健診における受診率 ・心身ともに健康だと感じている市民の割合 ・健康づくりボランティア活動回数	R７ 57.5% 46.1% 1,236 回	R13 60.0% 50.0% 1,300 回	健康課	＊市民健康プラン ＊総合計画 市民意識調査
（２）持続可能な地域医療提供体制の構築と特色ある病院づくり ・特色ある病院づくり	・看護学生等修学資金貸与者数 ・南砺市こどものえがおクリニック受診者数	R７ ６人 1,395 人	R13 ４人 1,457 人	医療課	※目標値（６名/年）に労働力人口の減少率を乗じて算出
（３）介護予防の推進 ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進	・通所型サービス A･B･C、週１サロン実施箇所数	R７ 39 箇所	R13 74 箇所	地域包括ケア課	
２．社会・地域活動への参加の促進					
（１）ボランティアの育成・支援 ・ボランティア活動の推進	・ボランティア登録者数 ・ボランティア団体数	R７ 3,559 人 97 団体	R13 4,000 人 105 団体	社会福祉協議会	
（２）支援を必要とする人の社会参加と生活支援 ・誰もが地域で支え合うための支援の充実	・「ドリンクサービス」実施回数 ・「ドリンクサービス」延べ利用者数 ・「手話奉仕員養成講習会」修了者数（累計）	R７ 11 回 232 人 89 人	R13 15 回 300 人 100 人	社会福祉協議会	
（３）活動拠点の充実・支援 ・居場所づくりの支援	・ふれあい・いきいきサロン【定期交流型】助成団体数 ・ふれあい・いきいきサロン【運動中心型】助成団体数 ・ふれあい・いきいきサロン【だれでも型】助成団体数	R７ 19 団体 ９団体 132 団体	R13 22 団体 12 団体 150 団体	社会福祉協議会	
（４）生涯学習の充実 ・生涯学習活動の充実	・学習活動を行っている市民の割合 ・各種講座参加者の割合	R７ 21.7% 22.6%	R13 25.0% 25.0%	生涯学習・文化振興課	＊総合計画 ＊教育振興基本計画
（５）地域交流拠点の整備と活動促進 ・地域での支えあいの強化と高齢者の社会参加の促進	・地縁組織等による介護事業所数 ・フレイルサポーター数	R７ 41 箇所 83 人	R13 74 箇所 90 人	地域包括ケア課	＊高齢者保健福祉計画

事業・取り組み	指標	現状	目標数値	担当	備考
（６）青少年の健全な育成 ・青少年健全育成活動の支援	・街頭巡回指導回数（８支部計） ・青少年育成講演会開催回数	R７ 153 回 ４回	R13 155 回 ５回	生涯学習・文化振興課	＊教育振興基本計画
３．さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実					
（１）制度のはざまにいる人への支援 ・ひきこもり支援事業	・訪問・電話等による継続支援件数 ・相談から支援開始に至った件数	R７ ７件 １件	13R ９件 ３件	福祉課	
（２）生活や就労に困っている人への支援 ・生活困窮者自立支援事業 ・就業の支援・情報提供の推進	・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援事業の実施 ・家計改善支援事業の実施 ・生活相談支援窓口の新規相談件数 ・雇用希望事業所情報の収集及び就業希望者への情報提供 ・就労希望者への職業訓練の促進 ・就労訓練制度等の情報提供 ・就労相談支援件数	R７ ０件 ０件 ０件 58 件 23 件 １件 １件 25 件	R13 ３件 ２件 ７件 65 件 28 件 ２件 ３件 25 件	福祉課	
（５）認知症対策の促進 ・認知症対策の促進	・認知症カフェ事業実施箇所数 ・認知症カフェ事業実施回数 ・認知症サポーター養成講座実施回数 ・認知症サポーター養成講座受講者数 ・認知症サポーター延べ人数 ・認知症高齢者等見守り支援事業利用者数 ・認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業利用者数 ・認知症地域支援推進員の配置人数 ・高齢者見守り模擬訓練実施回数 ・もの忘れ相談会の開催回数 ・もの忘れ相談会の延べ参加人数	R７ ６箇所 28 回 19 回 741 人 13,106 人 56 人 56 人 ７人 １回 11 回 18 人	R13 ６箇所 30 回 20 回 750 人 18,000 人 60 人 60 人 10 人 ３回 12 回 24 人	地域包括支援センター	
４．自立を支える環境づくり					
（１）高齢者・障害のある人の社会参画・活躍支援 ・障がい者の自立と活躍の場づくり	・不当な差別的扱いや嫌な思いをしたことがない人の割合	R７ 42.7%	R13 40.0%	福祉課	＊障がい者計画

事業・取り組み	指標	現状	目標数値	担当	備考
（２）子育て家庭の環境の整備 ・仕事と家庭生活の両立支援	・就労しながら無理なく子育てすることができると感じる保護者の割合	R７ 64.5%	R13 68.0%	こども課	＊総合計画 市民意識調査
５．情報へのアクセス性向上と相談窓口の充実					
（２）情報アクセシビリティ向上 ・情報アクセシビリティ向上	・手話通訳者等の利用件数 ・市開催行事への手話通訳者・要約筆記者の派遣回数 ・手話講習会の受講者数	R７ 145 件 ５回 14 人	R13 150 件 ５回 15 人	福祉課	＊障がい者計画
（３）地域に開かれた交流と情報共有の場づくり ・閉じこもり支援	・「憩いのステーション縁の木・縁の花」参加者延べ人数	R７ 102 人	R13 120 人	社会福祉協議会	
第２章　支えあいのあるまちづくり **１．支えあいのある福祉サービスの環境づくり**					
（１）交流の場づくり ・交流の場づくりへの支援	・だれでも型サロンへの助成団体数	R７ 132 団体	R13 150 団体	社会福祉協議会	
２．気軽に参加や交流ができる場所づくり					
（１）地域交流活動の推進 ・地域交流活動の推進	・ケアネット研修会等開催支援回数 ・ふくし出前講座の実施回数	R７ 22 回 21 回	R13 25 回 23 回	社会福祉協議会	＊地域福祉活動計画
３．地域で支えあう仕組みづくり					
（２）地域福祉にかかわる団体間の連携強化> ・個別課題の解決に向けた地域と関係機関との連携強化	・ケアネット活動協力企業登録社数	R７ 46 社	R13 55 社	社会福祉協議会	
４．地域でできる福祉サービスの開発と普及促進					
（１）生活支援サービスの創出支援 ・生活支援サービスの創出支援	・福祉車両貸出件数	R７ 52 社	R13 60 社	社会福祉協議会	
（２）移動サービスの支援 ・外出困難な方への日常生活支援	・外出支援サービス利用者数 ・重度心身障がい者のタクシー券利用者数	R７ 134 人 193 人	R13 150 人 200 人	福祉課	~~福祉タクシーの助成~~

事業・取り組み	指標	現状	目標数値	担当	備考
（３）地域での支えあい体制の推進 ・地域関係団体の支えあい体制の推進	・住民主体による地域関係団体の活動拡大・支援回数 ・表彰制度の拡充件数 ・地域ケア推進会議開催数	R７ 12 回 ０件 ５回	R13 12 回 ５件 10 回	地域包括ケア課	
第３章　安全で快適なまちづくり **１．地域全体で災害に備える安心安全なまちづくり**					
（１）情報伝達体制の整備 ・防災体制の充実	・南砺市防災アプリのインストール数	R７ 12,232 件	R13 20,000 件	総務課	
（２）地域ぐるみの避難支援 ・地域ぐるみの避難支援	・自主防災組織が実施した訓練回数 ・個別避難計画策定率 ・避難行動要支援者支援制度を知っている人の割合	R７ 76 回 27.8% 18.9%	R13 80 回 33.0% 25.0%	総務課 福祉課	＊総務課調査 ＊福祉課調査 ＊地域福祉計画市民アンケート
（３）防災・減災の推進 ・防災・減災の推進	・防災こころえ隊の人数 ・防災研修会・出前講座の実施 ・資機材整備を実施する自主防災組織数	R７ 184 人 16 回 ８団体	R13 222 人 18 回 10 団体	総務課	＊国土強靭化地域計画
２．防犯・事故防止対策の推進					
（４）事故の防止 ・緊急通報システムの周知 ・各種事故防止対策の充実	・緊急通報システムの利用世帯数 ・交通安全活動等に参加した市民の割合	R７ 38 世帯 25.0%	R13 50 世帯 40.0%	地域包括ケア課 市民協働課	＊総合計画 市民意識調査
３．安全な移動環境の整備促進					
（１）使いやすい公共バスルート等の整備 ・市営バスの利便性向上	・公共交通の利用者数	R７ 186,413 人	R13 230,000 人	未来創造課	＊総合計画 市民意識調査
（２）安全に通行できる道路の整備 ・道路網の整備促進	・生活道路（市道等）を通行する際に不都合を感じていない市民の割合	R７ 65.4%%	R13 70.0%	都市整備課	＊総合計画 市民意識調査

事業・取り組み	指標	現状	目標数値	担当	備考
４．快適な生活環境の整備					
（２）情報通信ネットワークの活用＞ ・地域情報化の推進	・ホームページ閲覧件数	R７ 162 万件	R13 200 万件	政策推進課秘書広報室	
	・マイナポータルを利用したオンライン転出届 ・住民票や身分証明書などの証明書オンライン請求（LINE） ・郵便局でのマイナンバーカード関連事務受付件数	362 件 106 件 85 件	500 件 160 件 130 件	市民課	
（３）克雪の推進 ・克雪・親雪・利雪の推進	・冬季に安心して暮らすことができると感じる市民の割合	R７ 66.4%	R13 70.0%	建設維持課	＊総合計画 市民意識調査
（４）良質な住環境の整備 ・住環境の整備	・市内住宅の耐震化率 ・住み続けたいと思う市民の割合	R５ 75.0% R７ 60.5%	R10 83.0% R13 68.0%	都市整備課	＊住宅・土地統計調査 ＊総合計画 市民意識調査
＜生活マナーの向上＞ ・野焼き防止の推進 ・ごみ減量・資源化の推進	・野焼きの苦情・相談件数 ・ごみの総排出量（家庭系可燃ごみ） ・一人一日当りのごみの排出量（家庭系可燃ごみ）	R７ ８件 7.1千ｔ 435.5ｇ	R13 ５件 6.5千ｔ 400.0ｇ	市民協働課	＊環境基本計画

	心身ともに健康だと感じている市民の割合	%	46.1	50.0	健康課
との連携による健康づくりの推進	健康づくりボランティア活動回数	回	1,236	1,300	健康課
な地域医療提供体制の構築と特色あ	看護学生等修学資金貸与者	人	6	4	医療課
完づくり	南砺市こどものえがおクリニック受診者数	人	1,395	1,457	医療課
の推進 常生活支援総合事業の推進	通所型サービスA・B・C、週1サロン実施箇所数	箇所	39	74	地域包括ケア課

域活動への参加の促進

事業・取り組み	指　標	単位	現状（R7）	目標（R13）	担当課
ィアの育成・支援	ボランティア登録者数	人	3,559	4,000	社会福祉協議会
活動の推進	ボランティア団体数	団体	97	105	社会福祉協議会
要とする人の社会参加と生活支援	「ドリンクサービス」実施回数	回	11	15	社会福祉協議会
で支え合うための支援の充実	「ドリンクサービス」延べ利用者数	人	232	300	社会福祉協議会
	「手話奉仕員養成講習会」修了者数（累計）	人	89	100	社会福祉協議会
の充実・支援	ふれあい・いきいきサロン【定期交流型】助成団体数	団体	19	22	社会福祉協議会
の支援	ふれあい・いきいきサロン【運動中心型】助成団体数	団体	9	12	社会福祉協議会
	ふれあい・いきいきサロン【だれでも型】助成団体数	団体	132	150	社会福祉協議会
の充実	学習活動を行っている市民の割合	%	21.7	25.0	生涯学習・文化振興課
動の充実	各種講座参加者の割合	%	22.6	25.0	生涯学習・文化振興課
拠点の整備と活動促進 とあいの強化と高齢者の社会参加の促	地縁組織等による介護事業所数	箇所	41	74	地域包括ケア課
	フレイルサポーター数	人	83	90	地域包括ケア課
健全な育成 育成活動の支援	街頭巡回指導回数（8支部計）	回	153	155	生涯学習・文化振興課
	青少年育成講演会開催回数	回	4	5	生涯学習・文化振興課

な困難を抱える人に対する支援の充実

事業・取り組み	指　標	単位	現状（R7）	目標（R13）	担当課
ざまにいる人への支援 援事業	訪問・電話等による継続支援件数	件	7	9	福祉課
	相談から支援開始に至った件数	件	1	3	福祉課
労に困っている人への支援 自立支援事業	住居確保給付金の支給	件	0	3	福祉課
	就労準備支援事業の実施	件	0	2	福祉課
	家計改善支援事業の実施	件	0	7	福祉課
	生活相談支援窓口の新規相談件数	件	58	65	福祉課
情報提供の推進	雇用希望事業所情報の収集及び就業希望者への情報提供	件	23	28	福祉課
	就労希望者への職業訓練の促進	件	1	2	福祉課

利用者数					援センター
認知症地域支援推進員の配置人数	人	7	10	地域包括支援センター	
高齢者見守り模擬訓練実施回数	回	1	3	地域包括支援センター	
もの忘れ相談会の開催回数	回	11	12	地域包括支援センター	
もの忘れ相談会の延べ参加人数	人	18	24	地域包括支援センター	

支える環境づくり

事業・取り組み	指　標	単位	現状（R7）	目標（R13）	担当課
障がいのある人の社会参画・活躍支援 自立と活躍の場づくり	・不当な差別的扱いや嫌な思いをしたことがない人の割合	%	42.7	40.0	福祉課
庭の環境の整備 活の両立支援	・就労しながら無理なく子育てすることができると感じる保護者の割合	%	64.5	68.0	こども課

のアクセス性向上と相談窓口の充実

事業・取り組み	指　標	単位	現状（R7）	目標（R13）	担当課
セシビリティ向上 ビリティ向上	手話通訳者等の利用件数	件	145	150	福祉課
	市開催行事への手話通訳者・要約筆記者の派遣回数	回	5	5	福祉課
	手話講習会の受講者数	人	14	15	福祉課
かれた交流と情報共有の場づくり 援	「憩いのステーション縁の木・縁の花」参加者延べ人数	人	102	120	社会福祉協議会

えあいのあるまちづくり

のある福祉サービスの環境づくり

事業・取り組み	指　標	単位	現状（R7）	目標（R13）	担当課
づくり りへの支援	だれでも型サロン助成件数	件	132	150	社会福祉協議会

参加や交流ができる場所づくり

事業・取り組み	指　標	単位	現状（R7）	目標（R13）	担当課
活動の推進 動の推進	ケアネット研修会等開催支援回数	回	22	25	社会福祉協議会
	ふくし出前講座の実施回数	回	21	23	社会福祉協議会

支えあう仕組みづくり

事業・取り組み	指　標	単位	現状（R7）	目標（R13）	担当課
にかかわる団体間の連携強化 解決に向けた地域と関係機関との連携	ケアネット活動協力企業登録社数	社	46	55	社会福祉協議会

できる福祉サービスの開発と普及促進

事業・取り組み	指　標	単位	現状（R7）	目標（R13）	担当課
サービスの創出支援 ービスの創出支援	福祉車両貸出件数	件	52	60	社会福祉協議会

みの避難支援 避難支援	自主防災組織が実施した訓練回数	回	76	80	総務課
	個別避難計画策定率	%	27.8	33	福祉課
	避難行動要支援者支援制度を知っている人の割合	%	18.9	25	福祉課
災の推進 推進	防災こころえ隊の人数	人	184	222	総務課
	防災研修会・出前講座の実施	回	16	18	総務課
	資機材整備を実施する自主防災組織数	団体	8	10	総務課

故防止対策の推進

事業・取り組み	指　標	単位	現状 (R7)	目標 (R13)	担当課
止 テムの周知	緊急通報システムの利用世帯数	世帯	38	50	地域包括ケア課
対策の充実	交通安全活動等に参加した市民の割合	%	25.0	40.0	市民協働課

動環境の整備促進

事業・取り組み	指　標	単位	現状 (R7)	目標 (R13)	担当課
い公共バスルート等の整備 便性向上	公共交通の利用者数	人	186,413	230,000	未来創造課
行できる道路の整備 促進	生活道路(市道等)を通行する際に不都合を感じていない市民の割合	%	65.4	70.0	都市整備課

活環境の整備

事業・取り組み	指　標	単位	現状 (R7)	目標 (R13)	担当課
ネットワークの活用 推進	ホームページ閲覧件数	万件	162	200	政策推進課 秘書広報室
	マイナポータルを利用したオンライン転出届	件	362	500	市民課
	住民票や身分証明書などの証明書オンライン請求(LINE)	件	106	160	市民課
	郵便局でのマイナンバーカード関連事務受付件数	件	85	130	市民課
進 雪の推進	冬季に安心して暮らすことができると感じる市民の割合	%	66.4	70.0	建設維持課
環境の整備 備	市内住宅の耐震化率	%	R5 75.0	R10 83.0	都市整備課
	住み続けたいと思う市民の割合	%	60.5	68.0	都市整備課
一の向上 推進	野焼きの苦情・相談件数	件	8	5	市民協働課
原化の推進	ごみの総排出量 (家庭系可燃ごみ)	千t	7.1	6.5	市民協働課
	一人一日当たりのごみの排出量 (家庭系可燃ごみ)	g	435.5	400.0	市民協働課